

平成 31 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 31 年 3 月 5 日（火曜日）

○日時 平成31年3月5日 午前10時05分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第22号 平成30年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第24号 平成30年度網走市公共下水道特別会計補正予算
3. 議案第25号 平成30年度網走市網走港整備特別会計補正予算
4. 議案第26号 平成30年度網走市簡易水道特別会計補正予算
5. 議案第28号 平成30年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算
6. 議案第29号 平成30年度網走市水道事業会計補正予算
7. 議案第30号 公益的法人等への網走市職員の派遣等に関する条例制定について
8. 議案第31号 網走市職員の任免及び服務に関する条例及び網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定について
9. 議案第34号 網走市公園条例の一部を改正する条例制定について
10. 議案第35号 財産の取得について
11. 議案第36号 財産の取得について
12. 議案第38号 市道の路線認定について
13. 請願第 6 号 「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」について今国会で廃案とすることを求める意見書提出についての請願（H27. 9. 7 継続審査）
14. 請願第 7 号 安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書の提出を求める請願（H27. 12. 10 継続審査）
15. 請願第29号 J R 北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）の運行継続についての請願

（H30. 12. 13 継続審査）

16. 陳情第 1 号 『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情（H27. 6. 25 継続審査）
17. 陳情第 3 号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情（H27. 6. 25 継続審査）（H27. 9. 7 継続審査）
18. 陳情第10号 沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情（H27. 12. 10 継続審査）
19. 陳情第 21 号 オスプレイより確かなくらしを。
安全保障関連法を廃止または執行停止して防衛予算を削減し、社会保障予算を拡充するよう政府と国会に意見書を提出することを求める陳情（H28. 6. 16 継続審査）
20. 陳情第 24 号 J R 北海道を民営化から一時的国有化すべきと考えることについての陳情（H28. 9. 8 継続審査）
21. 陳情第 33 号 テロ等準備罪の立法について必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情（H29. 6. 15 継続審査）
22. 陳情第 42 号 日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情（H30. 3. 6 継続審査）
23. 陳情第 52 号 性的少数者（L G B T s）へ憲法 13 条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳

情（H30.12.13 継続審査）

24. 陳情第 56 号 消費税率 10%への引き上げ
断念を求める陳情
25. 陳情第 57 号 全国知事会の「米軍基地負
担に関する提言」の趣旨に
基づいて、地方自治の根幹
を脅かす日米地位協定の見
直しを国に求める意見書提
出についての陳情
26. 陳情第 58 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置
人工林を、森林環境譲与税
（仮称）で順次計画的に皆
伐を進め、天然林に戻すこ
とを求める陳情
27. 陳情第 59 号 日本国憲法の尊重・擁護に
関する陳情
28. 再びブラックアウトを起こさない分散型の
電源「原発ゼロ」、再生可能エネルギー
の大規模普及を求める意見書提出要請
（H30.12.13 継続審査）
29. 2019年10月から消費税10%への増税中止を
求める意見書提出要請（H30.12.13 継続
審査）

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	工 藤 英 治
-----	---------

○傍聴議員（4名）

栗 田 政 男
佐々木 玲 子
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	後 藤 利 博
建設港湾部長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
情報政策課長	干 場 正 博
総務防災課長	岩 尾 弘 敏
職 員 課 長	小 松 広 典
財 政 課 長	林 幸 一
税 務 課 長	伊 倉 直 樹
農 林 課 長	梅 津 義 則
商工労働課長	田 口 徹
商工労働課参事	日 野 智 康
建 築 課 長	小 原 功
建 築 課 参 事	大 嶋 尚 士
都市管理課長	高 橋 勉
都市管理課参事	柏 木 弦
港 湾 課 長	阿 部 昌 和
営業経営課長	野 呂 俊 広
営業経営課参事	佐々木 修 司
上 水 道 課 長	吉 田 憲 弘
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
主 事	早 渕 由 樹

午前10時05分開会

○金兵智則委員長 ただいまから総務経済委員会を
開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案12件、請
願 3 件、陳情12件、要請 2 件について審査をいたし
ます。

本日の進行についてですが、まず議案第22号中、
企画総務部、観光商工部関係分について審査をいた
します。

その後、議案第30号、31号、35号、36号について
順次審査した後、理事者入れかえを行います。

続いて議案第22号中、農林水産部、建設港湾の関
係部分について審査後、議案第25号、議案34号、議
案第38号について審査した後、理事者入れかえを行
います。

さらに、議案第24号、26号、28号、29号について順次審査をいたします。

最後に、理事者入れかえを行いながら、請願・陳情について審査をいたします。

御了承ください。

それでは、まず初めに議案第22号中、平成30年度網走市一般会計補正予算中、総務費関係、財政調整基金費について、説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案資料の22ページ、23ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度一般会計財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成30年度に受領しました各種寄附金及び前年度繰越金について、それぞれ表のとおり基金へ積み立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、歳出の予算は、基金積立金の合計で1億4,326万7,000円を追加しようとするものでございます。

次に23ページの(2)歳入予算ですが、その他の寄附金が合計で8,226万7,000円で、内訳は記載のとおりとなっております。

説明については以上でございます。

○金兵智則委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 この表を見てみると、各種寄付金というふうになっていますが、これは指定された寄付というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○林幸一財政課長 この寄付の中には、個人と団体を合わせて18件ということでございますけれども、例えば子育て支援に使っていただきたいとか、水産振興のほうに使っていただきたいということで、お受けしたものでございます。

○松浦敏司委員 そういうことで、そういう一定の指定のあったものについては、そういった方向の基金の種類に分けて積み立ててすると、こんなふうに分けてとめてよろしいですか。

○林幸一財政課長 していただいた部分については、その項目で積み立てをさせていただいております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、続きまして、債務負担行為の補正について審議をまいります。

まず、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約について説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案資料18ページ、資料12号をごらんいただきたいと思います。

平成30年度一般会計債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

3、債務負担行為の補正のうち、一般会計、1番上の項目となります。

庁舎及び公共施設等の管理委託等契約についてありますが、清掃や警備などにおいて、平成31年度当初より履行が必要となるため、平成30年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は平成31年度の1年間で、限度額を11億3,784万7,000円にしようとするものでございます。

○林幸一財政課長 説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

なければ、続きまして、西庁舎来客用駐車場賃貸借契約について説明を求めます。

○岩尾弘敏総務防災課長 同じく18ページ、資料12号の3の債務負担行為の補正、上から2番目の西庁舎来客用駐車場賃貸借契約についてですが、内容は31年度から5カ年度にわたる西庁舎西側に隣接しますN T Tの敷地に係る駐車場の借り上げで、平成31年当初より履行が必要となることから、30年度中より契約事務を取り進める必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

ないようですので、次に移ります。

続きまして、網走市一般会計補正予算、商工業振興対策事業「おいしいまち網走」PR事業について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 お手元の議案資料の24ページをごらんください。

平成30年度一般会計財政調整基金費及び商工振興費補正予算、事業名はふるさと寄附基金積立金及び「おいしいまち網走」PR事業について説明いたします。

1、補正の理由及び内容ですが、ふるさと寄附金の収入額が前回補正額よりも増加していることから、次の必要経費を追加補正します。

まずは、事業に係る謝礼品代、寄附に対する返礼品代ですが報償費として2,200万円。

事業にかかわる返礼品等の送料及び寄附を集めるインターネットサイトの手数料である役務費として5,150万円。

ふるさと寄附基金積立金として7,650万円、合計で1億5,000万円を追加補正するものです。

補正額ですけれども(1)の歳出予算につきましては、1件目がふるさと寄附基金積立金ですが、款項目事業名については記載のとおりでございまして、補正前の額が6億2,968万5,000円。

今回の補正額ですが、財源が全て寄附金で7,650万円、補正後の額が7億618万5,000円となります。

次に②の「おいしいまち網走」のPR事業ですが、款項目事業名については記載のとおりでございまして、補正前の額が6億7,031万5,000円で、今回の補正額が財源が全て寄附金で7,350万円、補正後の額が7億4,381万5,000円となります。

(2)歳入予算ですが科目は記載のとおりでございまして、補正前の額が13億円、今回の補正額が1億5,000万円、補正後の額が14億5,000万円となっております。

説明については以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 網走としては大変うれしいことだというふうに思うんですが、何点か確認したいと思います。

まず、事業に係る送料及び業務手数料なんですけど、送料と業務手数料だけでいいので、その送料が幾らかかってくるかということと、手数料が幾らなのか教えていただきたいと思います。

○田口徹商工労働課長 送料及び手数料ですけれども、役務費でございまして、送料が合計で466万3,000円を見込んでおりまして、そして手数料としまして…

○金兵智則委員長 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

○田口徹商工労働課長 申しわけございません。

役務費のうち送料が463万3,200円を見込んでおりまして、それからサイトの手数料として4,535万3,849円、それからその他の決済手数料というものあるんですけども、これが153万4,588円で合計5,150万円を見込んでいます、という形になっております。

○川原田英世委員 わかりました。

やっぱり手数料が大きいんだなというふうに思うんですけども、今回の補正で全体で14億5,000万円ということなんですけども、全体のこの業務手数料

というのは幾らになるんでしょうか。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時23分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

川原田委員の質問に対する答弁から。

○田口徹商工労働課長 ふるさと寄附の各サイトごとに手数料の率は異なっております。

それで例えば「ふるさとチョイス」、「ふるぽ」であれば10%ですし、「ANA」も10%、それから「さとふる」は12%、「楽天」は14~16%、それから「ふるなび」は10%というふうになっておりまして、最終的にお金が入ってみたいとその金額がわからないんですけども、平均的なところで13%程度で見ると、14億5,000万の13%程度で1億8,000万程度になるという形になります。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

大体のところでのそのくらいあるんだろうなというふうに思います。

インターネットを見るとすごい過熱した競争が見えて、一度ふるさと納税をした人にはインターネットを開くとふるさと納税の宣伝しか出てこないような状況になってるということも聞いてますけれども、非常に過熱してるんだなというふうに思います。

14億5,000万円入って、それからPR事業費で出ていくものがあるとしても、いずれにしても1億8,000万円はその業者に手数料としていくということですが、仮で言った1億8,000万ですけどもそれはPR事業費の中にあるわけですね。

となると、そのほかに送料等もあるんでしょうけども、地域の産品として、返礼品のお礼品として地域の事業の経営者のところに入ってくるのは、この7億4,300万から運営費だとか、送料だとかを引いた額入ってくるということだと思うんですけども、そういう認識でいいかどうかをまずちょっと確認します。

○田口徹商工労働課長 そういう認識よりも、返礼品については網走市では3割というふうに規定しておりますので、寄附金額の3割が市内事業者に落ちているという形になります。

ですから14億5,000万円だとすると、その3割であります約4億5,000万強ですか、そういう計算になると思うんですけども、その金額が市内事業者に落ちるという形になります。

○川原田英世委員 はい、よくわかりました。

そういうところで計算があるんだと思います。

今、いずれにしてもかなり大きい寄附ということで、大切なことだというふうに思うんですけども、この前も質問したんですけども、まだわからなかったらわからないでいいんですが、それに対してやっぱり網走から出ていく、網走市民がほかの町にふるさと納税してる部分もあると思うんですけども、どのくらいの状況になってるのか把握されてるんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 税務情報なのでちょっと私どものほうは把握しておりませんし、今、その確定申告とかやってる最中ですので、まだ確定をしていないと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○小田部照委員 寄附金の増加ということで大変喜ばしいことではあるんですが、これふるさと納税に参入している企業というのは、何社ぐらいあって、過去にはやめてしまったようなケースもあると思うんですが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 ふるさと納税の返礼品を扱う事業者については、市内一般に公募している状況となっております。

現在45社程度だと思いますけれども、始まりからだいたい40社程度から始まっておりますので、大きな推移はありません。

やめたところもありますし、当然新たに入ってきたところもあります。

○小田部照委員 やめていった経緯というのは、どのような理由なんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 そこは詳しくは聞いてはいない部分ではあるんですけども、なかなかその商品の確保が難しかったりですか、そういうことがあったりしてやめていったのではないかなというふうに感じているところがあります。

○小田部照委員 今後はやめた理由もきちんと検証していく必要があると思います。

45社と言っていましたけども、大きな金額の企業もあれば、そうでもないような少ないところもあると思うんですけど、そういった一覧表みたいなものはあるんでしょうか。

僕たちは見せていただけるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 当然返礼品については、サイトに上げていただいたものに注文が入った金額と

いうのは、うちの課では押さえておりますので、こういうものが人気があって、どういうものが余り出ていない、それからどこの会社が多いか、多く物を出してるか、出していないかというのは、うちのほうでは当然把握しております。

ただ、事業の金額的なものもありますので、それを金額を含めて全てを公開するということには、ちょっとならないのかなというふうに思っております。

○金兵智則委員長 小田部委員よろしいですか。

○小田部照委員 ちょっと確認を。

その事業者は、自分のランキングがどこにあるということはもちろんわかるんですよ。

○田口徹商工労働課長 事業者は当然発注が入っているから、自分の会社は何の商品が幾ら注文があるかというのは、当然押さえてると思います。

ただ、これが市内の企業の中で何番目かということとはあえて特には言っていない状況ですね。

○小田部照委員 それを参入している企業が知りたいとなると網走で1番、ふるさと納税になりたいというよ、やっているんだというようなお話もあるので、そういうランキングというか、どこの企業が1番ふるさと納税の金額あるよというランキングは、その企業にも、参入してる会社にもわからないんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 その会社の金額等については当然会社もわかってると思いますし、こちら、その会社に言うことはやぶさかではないと思いますけれども、ほかの会社の売り上げを会社に言うのはいかなものかなというふうには考えております。

○小田部照委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 ちょっとよくわからない部分があったので教えていただきたいんですけども、先ほどサイトごとでということで、手数料大体10%から15、6%の中でいろんなパーセンテージがあるという話だったんですけど、それでいくと今度手数料の中の幾らぐらいが、そういった業者に払うもので、その他のものが入っているんじゃないのかなという、その内訳がよくわからないなと思ったんですよ。

14億5,000万で大体10何%だったら、そんなに大きな額とか、今回も1億5,000万のうち10何%であれば、そんなに行かないんじゃないかなと思ったので、ちょっとその辺がわからないで教えてください。

い。

○田口徹商工労働課長 手数料の関係なんですけれども、サイトの手数料、取扱手数料は先ほど言いました10%とか多いところは16%とかいう話をしましたけれども、そのほかにも銀行振り込みによる手数料ですとか、決済手数料とか、もろもろの手数料もほかにもありまして、サイト以外の手数料というものもあるので、金額が合致しないという部分があると思います。

○古都宣裕委員 先ほど、今回の補正の中で決済手数料は別で153万円とおっしゃったんですけど、この4,535万円のうち業者に払うのがどれで、大体このほかのそういういろんな銀行手数料とかこんなもんですよというの、ざっくりでいいのでわかれば教えてください。

○田口徹商工労働課長 先ほど手数料5,100万のうち1,150万って言いましたかね。すいません、間違ってたら申しわけございません。

訂正させていただきますけども、サイト手数料は4,535万3,840円。

そのほかに決済手数料とかが153万4,588円とか、そういう手数料がございます。

○古都宣裕委員 となるとサイト手数料の中に銀行とか何とかいろいろ入っているのか、なんかこれだと10%ではあり得ない金額が出てるわけじゃないですか。

ざっくり3割弱ぐらいのお金が1億5,000万に対して行っているの、それがちょっとよくわからないのでどうなんですかという話なんですよ。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時37分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

古都委員の質問に対する答弁から。

○田口徹商工労働課長 先ほど手数料のうちサイト手数料が4,535万3,849円と言いました。

それで本来の手数料というのは会社に対するサイト手数料なんですけども、各社によって率が違うという話もさせていただきました。

その中でもう一つ、ちょっと言わなければいけなかったのは、サイトの中で、網走市が最も比重が大きくなっている「ふるぽ」なんですけれども、この「ふるぽ」という会社につきましては、返礼品プラス会社の手数料10%合わせた40%が手数料という扱いになってるんですよ、「ふるぽ」だけは。

だから、金額の大きい「ふるぽ」、JTBなんです、ここは10%と言いつつ返礼品も入った額になるので、ここだけで3,490万ぐらいの金額になります。

それでこの大きな金額になってしまっているということです。

申し訳ございません。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 ふるさと寄附がかなりふえているということで、市にとってはとてもありがたい話なんですけれども、以前テレビの報道で、今、問題になってるアマゾンとかのギフト券なんかを入れているところとのこの対照ということで、網走の「ケダマ」という商品が大ヒットしてというところが報道されて、そのときに今まで小さかったところがふるさと寄附で非常にヒットしたおかげで、売り上げも伸び、そして雇用もふえたということで、いいほうの例として紹介されて、私も非常にうれしく思ったわけなんですけれども、本当に寄附金がふえた形で網走市も教育とかいろんな形でお金を使わせていただける部分と、やはり地元の業者が売り上げが伸びて、さらに雇用がふえていくとなると1番うれしいケースかなと思うんですけれども、現実こういった形で雇用がふえている所っていうのは、ほかにもあるんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 ケダマにつきましては、毛ガニをむくという作業が非常に大変なこともありまして、その製作にかかわる人がふえたというふうに伺っております。

他のところでも、寄附金が相当急激に昨年から伸びているので従業員を1名、2名ふやしながらやっているとこの話は聞いております。

○永本浩子委員 では、ケダマのところだけじゃなくても、雇用の増加というのは人数の差はあるかもしれないけれども、みられているということでもいいということですね。

○田口徹商工労働課長 そのように伺っております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 ふるさと寄附金がふえるということは非常によろしいことだというふうには思いますが、かといって頼りすぎてもまた問題もあるというふうには思うんですが、いずれにしても順調に進んでいるという点では、評価をしなければならないというふうには思うんですが、一方でやはり苦情等もある

んじゃないかと、それに対するどのような苦情というのがあるのか、それへの対応というのはどんなふうなのか伺いたいと思います。

○田口徹商工労働課長 返礼品を送って、数多く送れば苦情も来るのではないかというお話ですけども、確かに苦情はありまして、年末とか特に数が多かったものであります。

それで、サイトによってはその苦情の処理も含めて委託料に入っているところもありますし、うちが直接対応しているところもあります。

年末に多かったのは、急遽数がふえたということもありまして、対応できなくて発送がおくれてしまったですとか、品質の関係での苦情もあります。

ただ、この品質の関係につきましては、一概に悪いのかどうなのかというのは、個人の味覚による部分もあったりしまして、なかなか難しい部分であるんですけれども、市としては誠意をもって対応しているつもりです。

○松浦敏司委員 あくまでも返礼といいますか、お礼の意味も含めてのものなので、買い物をしたとはちょっと状況が違うということもあるので、その辺では相手側との話し合いというか、こちらの誠意が伝わればいいのかというふうに思いますけれども、ただそういった苦情が来るときにはやはり職員も相当大変な思いをするんだろうというふうに思うんですけれども、そういう意味ではある意味ケアなんかも必要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどんなふうになさってるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 ふるさと納税につきましては、商工労働課で担当2人で決めてるんですけれども、年末あたりなどはかなりの電話が来ますので、職員全員で対応するようにしております。

そして難しい問題につきましては、逐次私どものほうに連絡をいただきまして、ある程度の指示をしながら対応していくと。

私自身も電話もすることもありますし、その人たちだけに任せるといことはしないで、みんなで対応するように心がけているところでございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ次に移ります。

続きまして、網走市一般会計補正予算、公共交通対策費について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 議案資料の25ページをご覧ください。

生活交通路線維持対策事業及び地域コミュニティ交通対策事業に係る補正予算ですが、平成30年度一般会計補正予算、事業名は生活交通路線維持対策事業及び地域コミュニティ交通対策事業について説明いたします。

1、補正の理由ですけれども、助成の対象となるバス路線につきましては、網走バス株式会社がいずれも国、道の認定を受けて、補助金の指揮を受けておりますけれども、市、町もその制度に基づき補助しているものであります。

補助対象事業者である網走バスは、昨今の燃料費高騰及び早期退職者3名による退職金の増等により、経常費用が高騰し、それに伴い市の補助金も算出上増加することになりまして、次の経費を追加補正するものです。

経費使途ですけれども、まず最初に網走・常呂線バス事業運行経費負担金ですが、網走バスが運行する常呂線及びサロマ湖栄浦線について、国の地方バス路線維持費補助金の対象となっておりますが、市負担分は網走市、北見市及び網走バスから構成される網走・常呂間バス運行協議会が補助しており、今回、そのうちの網走市負担分を追加補正するものであり、金額は148万6,000円となっております。

次に、地方バス路線維持費補助金ですが、これは網走バスの美幌線・斜里線及び小清水線が対象となりますが、これらの路線も国の地方バス路線維持費補助金の対象となっており、これらの路線の網走市補助金として、今回217万7,000円を追加補正します。

最後にコミュニティ交通運行補助金ですが、これは網走バスが運行する西山通り線に係るもので、国の地域内フィーダー系統路線補助金の認定を受けており、運行経費は国と市が負担するものとなっております、今回網走市補助金として59万9,000円を追加補正するものです。

2の補正額ですけれども、歳出予算ですが①の生活交通路線維持対策事業ですけれども、網走・常呂線バス事業運行経費負担金及び地方バス路線維持費補助金の歳出となりますが、支出項目は記載のとおりでございます、補正前の額は2,655万8,000円で、今回の補正額は366万3,000円となっております。

財源内訳は、網走・常呂線バス事業運行経費負担金については、財政調整基金から148万6,000円を充当し、地方バス路線維持費補助金については一般財源217万7,000円とし、補正後の額は3,022万1,000円

としようとするものです。

②の地域コミュニティ交通対策事業については、支出項目は記載のとおりであり、補正前の額は528万7,000円で、補正額は全額一般財源で59万9,000円となっており、補正後の額は588万6,000円としようとするものです。

(2)の歳入予算につきましては、記載のとおり財政調整基金を繰り入れることとし、補正前の額1,015万円で、補正額は148万6,000円、補正後の額は1,163万6,000円としようとするものです。

説明は以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 コミュニティバスの関係で、西山通りのバスなんですけれども、それほど乗客が乗っていないというふうに思うんですが、依然として苦戦してるのかなというふうに思うんですが、その辺どんなふうになってるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 コミュニティバス路線、西山通り線ですけれども、ここの路線につきましては、錦町地区それから鉄南地区の住民の方々と、随時、年に数回協議しながら利用促進に努め、また利用状況について高めるために、利用しやすい時間帯に変更するとか、その辺の協議を重ねながら運行してきているところです。

今年につきましては、金額的には大きな伸びはないんですけれども、網走バスさんの報告によりますと、乗車数についてはふえている傾向にあるというふうに聞いております。

○松浦敏司委員 最近、高齢者の免許証の返上っていうのが、相当普及してきているというようなこともありますので、今後やはり伸びる要素もあるし、なくしてはならんというふうに思いますので、いろいろな工夫をしながら、より乗客が乗れるようなね、ものになってほしいなというふうに思っているところです。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 先ほどの網走・常呂線の運行経費負担の中で、退職者が出てということの話があったかと思うんですけれども、早期退職の方がどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 網走バスの退職者ですけれども、当初想定されていた方が急遽3名退職されたということで、その方々の退職金等などが経費の増嵩に影響しているという状況になっており

ます。

○永本浩子委員 想定していなかったということだと、要するに定年になる前にということだと思うのですが、バスもそうですしトラックのほうもそうなんですけど、大型車のドライバー不足っていうのが今非常に問題になってるところで、3人も早期退職してこの後の運行状況とか、ちょっと心配かなと思うんですけれども、市だけの問題ではないんですけれども、その辺のところはどんな話し合いが持たれているのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 今、バス会社もタクシー会社もそうなんですけども、運転手不足に悩んでいる状況はあると思います。

それで昨年もこの事業を補正したんですけども、昨年は、臨時職員をほかの会社に引き抜かれないように職員化することによって経費が上がって補正したんですけども、そういうことをしながら網走バスでは職員の確保に努めております。

また、私どものほうもですね、この後予特でも話しますけれども、バスの運転手の確保に向けた支援についても市のほうでは考えているところでございます。

○永本浩子委員 ぜひ、そういった形で補いながら、何とか運行ができる体制を整えていただきたいと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ次に移ります。

続きまして、債務負担行為の補正、ふるさと基金業務委託契約について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託について説明いたします。

議案資料の18ページ、資料の12号を御確認ください。

3の債務負担行為の補正のうち、一般会計の1番下に記載されております、ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託契約についてでございますが、ふるさと納税にかかわる業務委託につきましては、平成31年度当初より移行が必要となるため、平成30年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

こちらの契約の際には、今後見込まれる寄附金が確定いたしませんので、限度額を業務委託にかかわ

る費用のうち市が負担すべき額とするものでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第22号、平成30年度網走市一般会計補正予算中、所管分につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定しました。

○金兵智則委員長 それでは続きまして、議案30号公益的法人等への網走市職員の派遣等に関する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案資料35ページ、資料14号をごらん願います。

議案第30号公益的法人等への網走市職員の派遣等に関する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、制定の趣旨でございますが、地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携協力による諸施策を推進するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、当該条例を制定し、職員派遣の適正化及び手続等の透明化、職員の身分取り扱い等の明確化を図ろうとするものでございます。

制度概要でございますが、公益的法人等への派遣制度、それから営利法人への退職派遣制度について対象となる法人、派遣前の手続、派遣の内容、復職についてそれぞれ定めるものでございます。

制定内容でございますが、第1条では公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律について必要な事項を定めること、第2条から第9条までにつきましては、広益的法人等の規定の派遣にかかる規定となります。

第2条では職員を派遣することができる公益的法人と、派遣できない職員、派遣先団体との取り決めの内容について、第3条では派遣職員の職務復帰する場合について、第4条では派遣職員の給与について、第5条では職務復帰した職員の給与条例適用の特例について、第6条では職務復帰した職員の給与について、第7条では職務復帰した職員の退職手当の期間換算について、第8条では企業職員である派遣職員の給与の種類について、第9条では派遣職員の派遣先団体での処遇、復帰した職員の処遇について市長に報告する旨について、以降、第10条からは

営利法人への退職派遣制度の規定になります。

第10条では職員を派遣することができる特定法人について、第11条では特定法人へ派遣できない職員について、第12条では退職派遣者を再度職員として採用する場合について、第13条では退職派遣者を再度職員として採用しない場合について、第14条では派遣先団体との取り決めの内容について、第15条では再度再採用された職員の給与条例の適用の特例について、第16条では再度採用された職員の給与について、第17条では再度採用された職員の退職手当の期間換算について、第18条では再度採用された職員の在職期間の通算について、第19条では退職派遣者の派遣先団体での処遇、再度採用された職員の処遇について、市長に報告する旨を規定するものでございます。

施行期日等につきましては、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 わからない点がちょっといろいろあるものですからお伺いします。

まず初めに、公益的法人って何でしょうか。

○小松広典職員課長 一般に言われている一般社団法人ですとか、そのような団体になります。

○川原田英世委員 一般に言われてるような一般社団法人等ということで、数え挙げれば切りがないかなど。

よくわからないんですね。

すごく幅が広いと思うんですけど、そういうふうになると。

ちょっと幅広いのでよくわからないので、ちょっととりあえず次に行きますね。

その後の営利法人等へのっていうので特定法人ってあって、これは網走市が出資してるってここは明確に書いてるんですけども、この網走市が出資している株式会社のうちって、これに該当するものは市内に幾つ団体というか会社があるのか、教えていただきたいと思います。

○小松広典職員課長 網走市が出資している株式会社ですけども、土地開発公社、それから網走振興公社、それから株式会社観光振興公社の3つというふうに押さえております。

北方民族博物館もそうですね。

北方文化振興協会もですね。

○川原田英世委員 ここのほうは、第10条のところ

は4団体に、今現状は限られる中での派遣等ができるようなということで理解しました。

公益的法人というのはとても幅広いので、ちょっとよくわからないというところでもありますけれども、いずれにしても、これが制定をということなので、何かしらの必要性があって制定することだというふうに思うんですけども、どういった必要性があるのかお伺いします。

○小松広典職員課長 現時点ではですね、特にどこへという予定はないんですけども、例えばある程度この施策を進めるためにというような話が出てきたときに、それから条例を立てて制度をつくってからということになりますと、なかなか事業をそのまま喫緊の課題ですとかっていうところを推進することができないので、条例を整備しておこうとするものでございます。

この制度の裏づけとなる法律につきましては、平成13年からあるものでしたけれども、当市においてはまだ整備していなかったというところがございます。

○川原田英世委員 必要性のあるところでは制定してきたという経過は知っているんですけども、その必要性が網走市であるのかなということで質問したんですが、今のところはないけれども、今後必要になった時に、それからではちょっと困るからということで、今必要なんだということはわかりましたが、さっき言ったような公益的法人等への派遣制度のところはちょっとよくわからない部分があって、対象法人もなんかほわっとしてるような気がするんですけども、一般社団法人等であって、その業務が網走市の業務事業と密接な関連を有し…どういった団体を指すのか、具体例みたいなのはありますでしょうか。

○小松職員課長 ほかの自治体の例でございますけれども、観光コンベンション協会というような実例がございます。

以上です。

○川原田英世委員 わかりました。

今後、DMOとかも進めていくという中で、そういった感覚でいる考えがあるのかなっていうふうな、僕はちょっと読み取り方をしてたもんですから、それ以外にもかなり幅広いのかなということで、まちづくり会社とかもいろいろ出てくるんだというふうに今後、必要性はあるんだろうなと思ったんですけども、ちょっとなんか全体像が見えなかったの

でいろいろ質問しました。

とりあえず、わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 今の議論見ても、早々網走ではないんだろうなということは感じるんですが、ちょっと内容の中で、2条で派遣できない職員とか、あるいは11条でも派遣できないとか、それから13条で言えば、再度職員として採用しない場合とか、18条の在職期間の通算についての規定、これはそれぞれどういうことを示しているのか、わかるように示していただきたい。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時12分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

質問に対する答弁から。

○小松広典職員課長 まず第2条の派遣することができない職員でございますけれども、議案のほうにお示しのとおりですね、指定するのは臨時的に委任されてる職員、それから非常勤職員、それから条件つき採用期間の職員、それから定年の期限を延長することとされている職員、それから求職中であるとか、そのような停職されているような職員というところが規定されております。

続きまして、第11条の派遣特定法人へ派遣できない職員、こちらにつきましては先ほど説明しましたものと一緒でございます。

それから続きまして、第13条の退職派遣者を再度職員として採用しない場合につきましては、懲戒処分をしなければならないような職員の場合の規定でございます。

続きまして、第18条の再度採用された職員の在職期間の通算についての規定でございますけれども、基本的に職員として、引き続いた期間につきましては、派遣中の期間につきましても、在職期間とするものでございます。

○松浦敏司委員 そういう意味では18条は、職員に不利益がないように定めるというふうに受けとめてよろしいですね。

それで先ほど来、議論の中で平成13年に法律が改正されたという中で、今回あえてこの条例を整備しようとする、平成31年4月1日からっていうふうに急ぐといえますか、今さらといえますか、急ぐような必要性があるのか、その辺ちょっとよくわかんないんですが、お話しいただければと。

○小松広典職員課長 先ほども、お話をさせていただいたんですけども、基本的に今現在で想定する団体というのはないわけなんですけども、やはり行政課題というのは、最近、喫緊の課題を含むものが多いということもございますので、条例がなければ次の会期まで準備をして待たなければならないということもございますので、今回できるときにしておきましょうというところの趣旨でございます。

先ほど、派遣先の団体の法人の定義なんですけども、法律の中で一般社団法人または一般財団法人というようなところもありまして、その他特別な団体につきましては政令で定めておりまして、医療法人ですとか、漁業協同組合ですとか、社会福祉法人ですとか、共済組合、地方公務員の共済組合ですとか、そのような規定が政令でなされているところがございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 営利法人への退職派遣制度のほうなんですけども、この退職派遣ということは、要するに定年退職になった人が行くというわけじゃなくて、現在職員で働いている人が、一度市役所職員として退職をした上で、この営利法人へ派遣されるという捉え方でよかったんでしょうか。

○小松職員課長 はい、そのとおりでございます。

こちらの営利法人につきましては、やはり営利企業の従事制限とかっていう部分が、公務員の身分のままですと障害になるということもありまして、このような制度が、退職派遣制度というところの法律の枠組みの中におきまして、一度退職してから派遣するというような制度内容になっております。

○永本浩子委員 一度退職をして3年以内ということで、また復職してきたときのことをいろいろと、今回、きちんと規定したということだとは思いますが、例えば本当の定年退職の時の退職金の計算とか、そういったところにも本人に不利益がないような形で、今回きちんと規定されたということでよかったんでしょうか。

○小松広典職員課長 その辺につきまして第18条のほうで規定されておりますけども、そこへの派遣の在所期間については、不利がないようにということでの規定でございます。

○川原田英世委員 今、いろいろと議論を聞きながらだったんですけども、やっぱり松浦委員からもあったように、なぜ今なのかでちょっとつまずいちゃうところがあるんですね。

さっき僕のほうから、こういうことに想定しているのかなっていうような思いはちょっと言わせていただいたんですけども、さっきからの説明とこの趣旨を見ると、緊急の課題があるから必要なんだと書いているんですね。

行政課題や緊急の課題があるからこの条例は今回必要なんだって書いてるんですね。

けども、何に何を使うのか、適用になるのか、まだわからないって。

これ全然整合性とれないんですよ。

緊急の課題ってなんですか。

○小松広典職員課長 今回、第1回定例会のほうにこうやって上程させていただきまして、まず施行は4月1日からということになりますけども、これが例えば、この条例がたっていないところで、3月の頭にこのような官民での事業を、施策を連携しようとしたときに、今この状況で条例が準備できていない場合は、次の第2回定例会のほうに提案しなければならないということになりますと、緊急の課題が起きた場合なんですけども、その場合については対応できない、この身分では職員を派遣できないというようなところもございますので、それで法的に整備された部分ですので、その制度として条例で整理しておこうという趣旨でございます。

○川田昌弘副市長 今、緊急の課題ということで、例えば4月1日から職員を派遣するということは、今ありません。

ただ先ほど委員もおっしゃったとおり、これから観光施策を考えていく中で、DMOという組織をつくってきちっと機能させていこう。

それには人材もお金も必要だというような、そういう一つの大きな流れがあったり、例えば今は研修ということで、国のオリンピック委員会に職員を研修派遣しておりますけれども、そこも研修ということではなくて、きちっと身分を派遣させるとかっていう制度があれば、研修はあくまでこちら側の職員の研修制度ということで、給与等も全部市が持ちますけれども、例えば派遣ということでそれは向こうの団体にきちっと経費を負担させるとかですね。

そこは今、研修で職員の資質向上で研修派遣をしますけども、そういったこととかいろいろ各団体の中で話があります。

ただ、うちはこの制度を持ってないために、きちっとしたそういうふうな法に基づいて派遣をさせるということができないものですから、非常に職員の

いろいろな交流も含めた中でやりとりが、非常に厳しくなっているという現実があります。

ですから、これといった具体的な事例は今ありません。

それはそのとおりなんですけれども、さまざまお話がある中で制度をつくっておかないと、なかなかそれに対応できないということで、今回上程をさせていただきます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、お諮りをいたします。

議案第30号公益的法人等への網走市職員の派遣等に関する条例制定につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたしました。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第31号網走市職員の任免及び服務に関する条例及び網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案資料37ページ、資料15号をごらん願います。

議案第31号網走市職員の任免及び服務に関する条例及び網走市職員給与条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、民間労働法制やそれを踏まえた国家公務員の取り扱いを踏まえ、当市においても同様な仕組みを取り入れるに当たり、当該条例の改正を行おうとするものでございます。

また、月末月初めに集中する勤怠等の集計の事務につきまして、給料支給日を後日に変更することによって庁内全体の事務の平準化を図ろうとするものでございます。

改正内容でございますが、具体は規則で定めるところとなりますけれども、時間外勤務命令の上限時間を1カ月について45時間、かつ、1年について360時間、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員につきましては、1カ月について100時間未満、かつ、1年について720時間などの設定をしようとするものでございます。

また給料支給日につきましては、毎月15日から毎月21日に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から

施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 新たに労働時間を超過勤務を規制するということになるのかなと思うんですが、現在の網走市でも長期超過勤務の問題がありますけれども、その辺でこれができることによって、今の市の長時間超過勤務時間というのは、改善するというふうに捉えていいんでしょうか。

○小松広典職員課長 今回の内容につきましては働き方改革関連法の趣旨、内容がですね、そのまま公務員にも入ってくるような内容になるんですけども、基本的にある程度、職員の月の超過勤務時間の把握とかがあっていうところが、日々確認していくっていうところを常に把握しながらしていかないと、多分管理できないんじゃないかということでありますので、その辺につきましては、それが法の趣旨に沿った形で実際に運用されていくものだと思っております。

○松浦敏司委員 確か過労死の関係でいうと、超過勤務週40時間を超えるとっていうようなことが、記憶にあるんだけど、その辺はどんなふうになるんですって。

○小松広典職員課長 職員の健康管理の関係なんですけれども、平行して時間外勤務がある一定の時間を超えた場合については、医師との面接指導をしなければならない部分は従前からございましたけれども、今度につきましては100時間につきましては、必ず面接指導を行うような形になりまして、80時間を超えた場合につきましては、職員が申し出によってというところでの制度となります。

○松浦敏司委員 月45時間ですから1週間で11時間ということになると。

1日にすると、5日間ですから2時間半まで行くかどうかというふうになると思うんですが、そうすると今網走市の超過勤務の状況を見ると、これを超えてるような状況にあるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○小松広典職員課長 45時間の部分につきましては毎月、これから先はチェックしていくような形になるかと思うんですけども、平成30年度の10カ月間の実績になりますけれども、こちらは12カ月に換算した予測値でございますけれども、今の段階で1年当たり360時間の縛りもありますので、その部分を予測

してみたところですね、だいたい10件弱がちょっと引っかかるようなところがあるのですが、ただ、ここの部分につきましては、自分の部署の実施でいきますと、なかなかコントロールできない部分の業務というのもございますので、今後そちらの他律的業務の部分っていう部分を、検証していくというような作業も出てきますので、全てが全てクリアできないということではないとは思っております。

○松浦敏司委員 基本的には、この内容に基づいてそれを超えないように、今後努めていくというふうに捉えたと。とは言っても突発的に何か起きれば、それは当然、超えてしまうことありうるんですが、その範囲内にとどめるということに努力をしていくというふうにとらえてよろしいですか。

○小松広典職員課長 そのための仕組みだと思っております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 職員給与支給日が15日から21日、1週間ずれるというふうになると、勤務の締め切りってありますよね、何日で締めて何日に給与出すというふうに、一般民間ではそうなんですが、市の場合はその場合どんなふうになるのでしょうか。

○小松広典職員課長 今回のこの改正につきましては、給料の支給日を改正するものでございますので、例えば時間外の集計などは、月末までに月末までの分を集計いたしまして、支給日にあわせて計算処理を進めるという形になります。

○金兵智則委員長 他にございますか。
なければここでお諮りをいたします。

議案第31号網走市職員の任免及び服務に関する条例及び網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定しました。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第35号及び議案第36号の財産の取得について、一括して説明を求めます。

○干場正博情報政策課長 議案資料46ページの資料19号をごらんください。

議案第35号財産の取得について御説明を申し上げます。

本件で取得する財産につきましては、当市の基幹

系システムを使用するパーソナルコンピュータでございます。

1の取得理由ですが、現在使用している基幹システムのパソコンは、平成23年に購入したものであり、また、平成32年1月には使用している基本ソフトであるウィンドウズ7の延長サポートが終了することから、現行の最新基本ソフトであるウィンドウズ10を使用するパソコンを導入し、セキュリティレベルの維持向上及び、基幹系システムの安定運用を図るものでございます。

2の取得する財産の概要につきましては記載のとおりでございます。

取得する金額は2,689万2,000円、取得の相手方は北海道市町村備荒資金組合でございます。

なお、機器購入及び検査に係る事務につきましては網走市に委任されており、納入期限につきましては平成31年9月25日としております。

続いて、議案資料47ページの資料25号をごらんください。

議案第36号財産の取得について御説明を申し上げます。

本件で取得する財産につきましては、当市の情報系システムで使用するサーバー等でございます。

1の取得理由ですが、現在、情報系システムで使用しているパソコンにおきましても、基本ソフトはウィンドウズ7を使用しておりまして、基幹系システム同様、セキュリティレベルの維持向上のため、ウィンドウズ10の導入が必要となりますが、従来のパソコン本体の業務処理ではなく、端末を經由しサーバー側で業務を行い、その処理画面を端末に転送するシンクライアント方式を導入し、現行のパソコン400台をシンクライアント310台、パソコン90台で運用するためのサーバー等の機器を購入するものでございます。

これまでの業務処理につきましては、職員にそれぞれ配置された個々のパソコンが行ってございましたけども、シンクライアント方式では一元管理された高性能なサーバーが処理を行うことになりまして、端末側にデータ保存やソフトのインストールを行わないため、セキュリティ面の向上が図られ、また、パソコンと比較しまして端末本体はハードディスクがない簡易な構成のため、故障のリスクが少なくなり、管理が容易になるとの利点がございます。

2の取得する財産の概要につきましては記載のとおりでございます。

取得する金額は3,110万4,000円、取得の相手方は北海道市町村備荒資金組合でございます。

なお、機器購入及び検査に係る事務につきましては網走市に委任されており、納入期限につきましては平成31年9月25日としております。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○永本浩子委員 今回取得する財産の概要のパーソナルコンピューターのほうですけども、71台と載っていますけども、71台で市役所全てがウィンドウズ10になるということなんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 基幹系システムでございますけども、現在、基幹系システムのパソコンの運用台数は80台でございます。

今年度でおきまして、一部の課におきましてウィンドウズ10を導入したパソコンを新規に導入しております、それが8台ございます。

今回、71台導入しますから、71足す8台で、更新後は79台で運用しようとするものでございます。

○永本浩子委員 ということは80台あったけれども、79台で業務が全てカバーできるということで、その差になっている1台の差というのは、問題はないということなんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 1台減少させる端末につきましては、現在、情報政策課で所管しているものでございますので、1台減しても問題ないと考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 同じくパーソナルコンピューターのほうなんですけれども、これ、ざっくり割り算すると1台当たり37、8万ぐらいで、結構高額なものになると思うんですけども、端末というか機器代と中のシステムのやつで、多分値段がまた違うのかなと思うんですけど、これ内容がどんなものでどんな性能なのかっていうのは。

○干場正博情報政策課長 パソコン本体1台当たりの値段ということを、ちょっとまず御説明したいと思います。

税抜きで計算しますと、1台当たり約35万円程度になるものでございますけども、その中には、導入の作業費として約3万4,000円、また、スキャナー等の物品で約7,000円。

オフィス2019は6万5,000円。

また、5年間の当日出張サポートで約5万円。

その他、ディスプレイやマウス、キーボード等で2万円となっております、パソコン本体にしますと1台につきまして、約17万円程度の価格になるものでございますので、必ずしもそれほど高いとは考えてはおりません。

またスペックでございますけども、コアアイ3のパソコンを64ビットのパソコンを想定してございます。

○古都宣裕委員 個人的には、17万あればうまくいけばコア7とか導入できるんじゃないかなと思うんですけども、このコアアイ3のほうにした、何かこの機種に選定した理由が何かというのはあるんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 コアアイ3につきましては、もとの納入となる業者とも協議をいたしまして、これぐらいのスペックが必要、最低限のスペックということで、希少選定しているところでございます。

○古都宣裕委員 その他もろもろのサポートとかいろいろあった分はある程度理解したんですけど、この17万円に対して市場価格等のサイト等何か調べたりとかってされたんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 市場価格でございますけれども、同様の入札実績につきましては、過去ですと約15万から16万円程度ということで、その差が1万から2万円程度あるというふうには考えております。

ただ、今回の導入する機器につきましては、住民記録や税等の重要情報を扱う端末でございますので、故障時には即時対応が必要になりまして、パソコンの本体の納入業者とシステムの構築業者を別にした場合、不具合があった場合その原因究明等に時間がかかりですね、市民サービスへの影響が及ぼしてはならないということから、多少、値段がかかってもやむを得ないものというふうに判断いたしましたところでございます。

○古都宣裕委員 パソコンもどんどんどんどん進化するから、何年かで簡単にスペックがどんどんどんどん新しいものがあがってっているというのも重々承知だと思うんですけども、なるべく新しいものにしたほうが、極端な話やはり耐用年数というか、使える年数も長くなるっていうのは御存じだと思うんですけど、その辺の費用対効果等もちゃんと加味した上で選定されたんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 基幹系システムについま

しては、平成30年度からクラウドシステムを利用しまして、基本的には処理はデータセンターにあるサーバーのほうで行いますので、以前のような端末で処理をするということは、以前に比べて少なくなっておりますので、今のコアアイ3でも5年程度は十分対応できるという判断をしております。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

○川原田英世委員 先ほどの古都委員の質問答弁で、何か不具合があったときにすぐ対応してくれるということだったんですけど、それはどういった体制なんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 5年間の当日出張サポートがございまして、納入につきましては北海道市町村備荒資金組合でございすけども、そこにまたさらに納入する業者がございすので、その業者がもし何らかの不具合があった場合には、網走市役所から連絡をし次第、北見に出張所がございすので、そちらから職員が派遣していただいて対処していただくということになります。

○川原田英世委員 北見から来て、急にダウンしちゃったとか、そういうときに対応してくれるということがメリットだから、少し高くてもやむを得ないというような内容の答弁だったというふうに思うんですけども、大体今のパソコンは5年間のサポートついてますよね。

多分、別途に契約もしてくれるし、僕もいろいろパソコン結構使うんで、いろいろあれしすけど、ちょっとそれは理由にならないような気がしてます。

もう少しいろいろと情報を得た上で、進めていく必要があるのかなというふうに思うんですが、どういった認識なのかまず伺います。

○干場正博情報政策課長 まず、5年間出張サポートでございすけども、ハード面のみのサポートではございせんので、このパーソナルコンピューターにつきましては、基幹系システム、市税ですとか住民記録ですとか、そういったものが使えるソフトといいますか仕組みも同時に構築されておるものでございすので、そういった不具合の対応もするという意味での5年間サポートでございす。

ハードが壊れたからサポートする、一般的なパソコン買ったときのサポートもございすけども、それ以外の包括的なサポートも含んでのサポートというふうにご理解願いたいと思います。

○川原田英世委員 わかりました。

ただそれで、システム系のサポートも入ってるということなんですけども、でもサポートは1台1台につきサポート代がかかるということなんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○川原田英世委員 もうちょっといい仕組みがないものなのかなと、ついつい考えたくなくなってしまう内容なんですけど、わかりました。

もう一つシンククライアント方式のほうなんですけども、やはりこれ、端末台としてもそっちのほうが大分、不用なものが不要ないということで、安いだろうなというふうに思うんですが、この前もちょっと質問して不具合とかなないのかってことで、ほかで使ってるところ、千歳でしたか、大丈夫だということであれしたんですけども、そこも、大丈夫だといったところもこのくらいの規模、310台とかそのくらいの規模で使って大丈夫だということなんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 正確な台数はちょっと失念してしまったんですけど、千歳市なので網走市よりははるかに規模が大きいので、恐らく700、800台といった規模で大丈夫だと思います。

○川原田英世委員 サーバーってかなり大きいものになるような気はしてならないんですけども、設置場所とかそういうのって決まってるんですか。

○干場正博情報政策課長 現在サーバーを置いてある部屋に増設する形で設置する予定でございす。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございすか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りをいたします。

議案第35号財産の取得について、及び議案第36号財産の取得につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで委員、理事者から何かございすか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

○金兵智則委員 再開をいたします。

次に、議案第22号中、農林水産部、建設港湾部関

係について説明を求めます。

まず初めに議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算中所管分、債務負担行為の補正、飲料水供給施設土地賃借料について説明を求めます。

○梅津義則農林課長 議案資料18ページ、資料12号、債務負担行為の補正の表の3段目、飲料水供給施設土地賃借料の欄をごらんいただきたいと思います。

議案第22号平成30年度一般会計債務負担行為補正予算について御説明を申し上げます。

補正の理由及び内容についてでございますが、平成31年度から平成33年度にかかわる飲料水供給施設土地賃借契約に当たりまして、平成30年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為として補正をするものでございます。

債務負担の限度額は3年間で10万5,000円でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○古都宣裕委員 すいません1点だけ、この土地の面積ってどれぐらいなのでしょう。

それじゃないと、高いのか安いかわからないので。

○金兵智則委員長 暫時、休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

他になければ、次に移りたいと思います。

準備ができ次第また戻りますので。

続きまして、平成30年度一般会計補正予算、土木費、住宅費省エネ住宅新築促進事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の26ページをごらん願います。

平成30年度一般会計建築総務費補正予算省エネ住宅新築促進事業の追加補正についてご説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、本補助金は省エネ住宅の普及促進を目的とし、市民が省エネ基準を満たす住宅を新築する場合に補助を行うもので、本年度当初予算において、740万円を計上しておりましたが、想定を上回る申請が見込まれることから、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途は省エネ住宅新築に係る補助金で、金額は260万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が740万円で、補正額が260万円、補正後の額が1,000万円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

以上であります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 結構なことだと思うんですが、省エネ住宅の中で幾つか種類あったかなというふうに思うんですけども、その種類と件数はどのくらいを見込んでいるのか、伺います。

○小原建築課長 省エネの性能によりまして4タイプに分かれておりまして、1番省エネ基準のすぐれたもの、これが北方型エコタイプとしまして50万円。

次に北方型住宅として40万円。

その次、長期優良住宅型として30万円。

最後に省エネ住宅型として20万円の4タイプがございます。

本年度の当初予算、算定時におきましては、50万円のタイプが3件を見込んでおりました。

今回補正後については、4件という見込みをしております。

40万円の北方型タイプにつきましては、当初5件を見込んでおりましたが、今回6件。

長期優良住宅型につきましては、当初2件を見込んでおりましたが、今回5件を見込み、20万円のタイプにつきましては16件を見込んでおりましたが、今回20件を見込むものであります。

○松浦敏司委員 例えば50万円のを3件見込んでいたのが、今回4件ってことで新たに4件というふうに捉えていいのか、そうするとトータルだとどのくらいになるのか、ちょっともう1回お願いします。

○小原功建築課長 当初3件分150万円を、50万円のタイプでいきますと、3件で150万円を見込んでいたのですが、今の時点では、当初の予定より1件ふえて4件で200万円を見込んでいる、そういうものでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、続きまして一般会計補正予算、住宅管理費について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の27ページをごらん願います。

平成30年度一般会計住宅管理費補正予算、市営住宅維持修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本件は、公営住宅の家賃減免に対し国庫補助金の交付が見込まれることから、市営住宅維持修繕事業の財源補正を行おうとするものであります。

当初予算時点では家賃減免事業が、国の交付金事業の対象と認められるか不確定でありましたので、当初予算の歳入財源には、公営住宅の使用料を見込んでいたものであります。

補正前後の額に変更はありませんが、財源内訳につきまして国庫補助金が1,011万9,000円となり、住宅使用料が1,011万9,000円の減となるものであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 家賃減免に対してということですから、一定数家賃の減免をしているというふうに思うんですけども、これは何件減免してるんでしょう。

○小原功建築課長 世帯数で申し上げますと、249世帯を対象としているものであります。

○松浦敏司委員 そうすると、全体のおよそ何%ぐらいになるんでしょうか。

○小原功建設課長 全体のおよそ20%ぐらいになるかと思えます。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

一定数所得の少ない方がいらっしゃるのだなということでありまして、わかりました。

理解しました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、先ほどの古都委員の質問に対する答弁でよろしいでしょうか。

○梅津義則農林課長 先ほどの土地賃借の面積についてでございますが、1箇所については150平米でございまして、もう1箇所については749平米でございまして、合わせて899平米となっております。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りをいたします。

議案第22号平成30年度網走市一般会計補正予算中所管分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をさせていただきます。

午前11時59分閉会

午後1時00分開会

○金兵智則委員長 それでは再開をいたします。

次に議案第25号平成30年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

また、一般会計補正予算に伴う債務負担行為補正もあわせて説明を求めます。

○阿部昌和港湾課長 議案資料19ページ、資料12号をごらんください。

議案第25号平成30年度網走市網走港整備特別会計補正予算、債務負担行為について御説明いたします。

3の債務負担行為の補正の表のうち、会計欄1段目、網走港整備特別会計において平成31年4月1日からの履行開始を予定しております3件の事項については、平成30年度中に契約事務等を取り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の設定額は、上屋消防施設点検委託契約が15万円。

港湾システム保守点検委託契約が22万1,000円。

船舶給水業務委託契約が10万円。

合計47万1,000円であります。

平成30年度網走市網走港整備特別会計の補正予算については以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第25号平成30年度網走市網走港整備特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○金兵智則委員長 次に、議案第34号網走市公園条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○高橋勉都市管理課長 議案資料43ページ、資料18号をごらんください。

網走市公園条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに1の改正の趣旨ですが、西部地区のへき地保育所の統合により、現在の嘉多山保育園とさんごそう保育園が閉園されることとなります。

これに伴いまして、各園に隣接する児童公園について統合保育所敷地内に新たに遊具が設置されることなどから、当該児童公園は不要と判断し今回廃止するものです。

2の内容ですが、網走市公園条例別表2（第3条関係）の嘉多山児童公園とさんごそう児童公園を削除するもので、その下の新旧対照表のとおりとなります。

3の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

44ページ、45ページには、位置図を添付しておりますので御参照ください。

以上でございます。

○金兵智則委員 質疑に入ります。

○川原田英世委員 閉園になるということでわかるんですけども、遊具等は今もある状態なんですか。

○高橋勉都市管理課長 先ほど説明しました児童公園2つございますが、そちらの児童公園は現在の状況でいきますと、遊具はそのまま設置してある状態でございます。

○川原田英世委員 撤去の要望があるということで廃止するということですけども、撤去をするということになるのか伺います。

○高橋勉都市管理課長 当面、私ども公園担当のほうで考えている部分は、4月以降の部分については、中に遊具がそのままございますので、外から出入りができないような仮設の囲いか何かをしましてですね、当面はそのような形で廃止をしようと考えております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

古い遊具等があつて、危険な場合もあるというふうに思いますので、囲いで十分気をつけてもくさすということ、進めていただければというふうに思います。

いずれは撤去しなくちゃいけなくなるんだと思いますので、その点は理解しました。

○金兵智則委員長 他に。

○古都宣裕委員 今の質疑でもあったとおりなんですけど、遊具の撤去要望があるということで、将来

的には撤去されると思うんですけども、撤去するに当たってこの遊具は今のところどのようになるんでしょうか。

○高橋勉都市管理課長 先ほど言いました一定の措置をして、児童公園を廃止するということになりますが、その後土地の所管について今、都市管理課のほうで所管しておりますが、私どもで考えている部分は一定の措置後ですね、保育園の担当所管課、子育て支援課のほうにですね、土地の所管も含めて、遊具ごと引き継ぐというふうに考えております。

○金兵智則委員長 休憩いたします。

午後1時05分閉会

午後1時06分開会

○高橋勉都市管理課長 嘉多山保育園に隣接します嘉多山児童公園につきましては、都市管理課のほうから、市民活動推進課のほうに土地ごと引き継ぐことを予定しております。

それと、卯原内にありますさんごそう児童公園については、これは私どもが聞いている部分では、さんごそう保育園とあわせて撤去を行うということで聞いております。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第34号網走市公園条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定いたしました。

○金兵智則委員長 続きまして議案第38号、市道の路線認定について説明を求めます。

○高橋勉都市管理課長 議案資料49ページ、資料22号をごらんください。

市道の路線認定について御説明します。

認定する路線ですが、路線番号704ディアコート潮見線で、路線の延長、敷地幅員等は記載のとおりでございます。

市道認定の理由について、位置図のほうで説明させていただきます。

次のページ、50ページをお開きください。

丸印と矢印で示しましたディアコート潮見線は、潮見7丁目より潮見11丁目方面へ向かう市道潮見7条通り線沿いで、鈴木工業さん横に隣接する路線で

あります。

当該道路は都市計画法に基づく開発行為により、民間事業者において整備され、完了後に帰属を受けたことから、今回市道認定するものです。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第38号市道の路線認定につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたしました。

ここで委員・理事者から何かございますか。

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午後 1 時09分開会

午後 1 時10分開会

○金兵智則委員長 それでは再開をいたします。

次に議案第24号平成30年度網走市公共下水道特別会計補正予算について、説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料18ページ、資料12号をごらん願います。

議案第24号網走市公共下水道特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして、御説明いたします。

債務負担行為の補正の会計欄の3段目、公共下水道特別会計において、平成31年4月1日から履行開始が予定されております。

3件の事項につきまして、平成30年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について、債務負担行為の補正をするものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額につきましては、下水道使用料徴収事務負担金等記載のとおりでございまして、総額4,290万6,000円を補正するものでございます。

○金兵智則委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 この中の土地貸借契約なんですけど、これは単年度契約だと思うんですけど、これは複数年契約にしないのは何か理由があるんでしょうか。

○佐々木修司営業経営課参事 こちらの土地賃借料についてですけど、下水道管の敷設のために鉄道

用地をJRから借り上げているものであります。

それで、今回2か所それぞれ年額3,000円で、30年の契約になっておりまして、従来からJR側との契約内容によって3年ごとの更新という形になっているものでございます。

○金兵智則委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時13分開会

午後 1 時17分開会

○金兵智則委員長 再開をいたします。

古都委員の質問に対する答弁からお願いいたします。

○佐々木浩司水道部長 土地賃借の契約の関係ですが、JRの土地を下水道管の使用として借りているものですが、期間のほうにつきましては31年度から33年度の3年間で、平成30年度の債務負担とするものでございます。

記載のほうについては31年度分ということに記載しておりますので、この点につきまして議案と議案資料について訂正をお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

続きは、古都委員ありますか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りをいたします。

議案第24号平成30年度網走市公共下水道特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたしました。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第26号平成30年度網走市簡易水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○吉田憲弘上水道課長 議案資料19ページ、資料12号をごらん願います。

議案第26号平成30年度簡易水道特別会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして御説明いたします。

債務負担行為の補正（つづき）の表の会計欄2段目、簡易水道特別会計において、平成31年4月1日から履行開始が予定されております2件の事項について、平成30年度中に事務を取り進める必要があることから、その経費につきまして債務負担行為を追加補正するものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度

額は、記載のとおりでございまして、総額629万1,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第26号平成30年度網走市簡易水道特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定しよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○金兵智則委員長 続きまして議案第28号平成30年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料19ページ、資料12号をごらん願います。

議案第28号網走市個別排水処理施設整備特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして、御説明いたします。

債務負担行為の補正の会計欄の1番下の段、個別排水処理施設整備特別会計でございます。

平成31年4月1日から履行開始が予定されております1件の事項につきまして、平成30年度中に契約事務を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の補正をするものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額については、個別排水処理施設使用料徴収事務負担金26万円補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りをいたします。

議案第28号平成30年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第29号平成30年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求

めます。

○野呂俊広営業経営課長 議案第29号平成30年度網走市水道事業会計補正予算、債務負担行為について御説明申し上げます。

議案資料34ページ、資料13号をごらんいただきたいと思います。

1、補正の目的につきましては、平成31年4月1日から履行が必要となる契約について、平成30年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について、債務負担行為の補正をするものでございます。

2、内容については資料記載のとおりでございまして、水道料金に係る収納業務等委託契約のほか合計6件、総額6,679万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

議案第29号平成30年度網走市水道事業会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたします。

ここで委員・理事者から何かありますか。

○佐々木浩司水道部長 先ほどの議案第24号の関係で、追加で訂正をお願いしたい箇所がございます。

平成30年度網走市一般会計補正予算第6号、事項別明細書でございますが、明細書の18ページ、この中にも債務負担の一覧表がございまして、その1段目、土地賃借契約の平成31年度分という分について訂正させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○金兵智則委員長 皆さまご確認はよろしいでしょうか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午後1時24分閉会

午後1時25分開会

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

次に、請願・陳情について審査をいたします。

本日の委員会におきまして意見の一致を見ずに、

今後も継続の運びとなった場合につきましては、委員の任期満了とともに、審議未了・廃案という形になります。

先例の申し合わせにより、補完措置をとらせていただくこととなりますので御了承願います。

さきに、新規の陳情第56号から59号の4件と市に対する陳情について審査を行い、理事者退出後、継続審査となった請願・陳情について審査をいたします。

それではまず初めに陳情第56号消費税率10%への引き上げ断念を求める陳情について、審査をいたします。

○松浦敏司委員 御承知のように安倍首相は、10月1日からの消費税の引き上げを明言しております。

しかし安倍首相は、労働者の賃金も上がり、景気も上向いているというようなことを、その条件の中で述べていると。

しかし、実際には、厚生労働省が調査した毎月勤労統計調査が実は数字に誤りがあったということで、結果として下方修正して、それは実は労働者の賃金は下がっていたということが明らかになり、そもそも消費税10%引き上げの根拠そのものが完全に崩れたという状況だというふうに思います。

そして何よりも、2014年4月1日に実施した消費税8%の引き上げ、これによって消費が年間25万円も下がったということも事実。

しかし、その後も4年過ぎて間もなく5年になりますが、そういう中においてもまだ消費の上向き状況は見えてこないということでもあります。

こんな中で、今引き上げをしようとしているということではありますが、複数税率だとか、キャッシュレスを使えば税率が下がるだとか、非常に複雑になっているということで、とりわけ小売店の小規模な商店などでは、多分対応できないだろうというふうに言われている状況です。

あえてこの状況の中で、消費税を上げるということはやはり断念すべきだというふうに私も思いますので、現状の状況の中で引き上げというのはすべきでないという中身の陳情でありますから、これは採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 松浦委員のほうからあったとおり、今引き上げをするというのは、景気のこと考えて、今すべきじゃないというふうに思いますし、非常に混乱を来すだろうというふうにも思います。

増税対策っていうのが全然対策になってないようにも受けとめていますし、今は適切な時期ではないと。

消費税は貴重な税収、税源でありますけども、どう考えても今やるということは、この国のためによくないというふうに思いますので、これは通すべきだというふうに思います。

○小田部照委員 私は、今の日本の財政状況から見ても、どうしてもやむを得ない処置なんだろうと理解していますので、これには賛同できません。

○永本浩子委員 今回のこの統計調査の偽装問題というのは本当に残念なことで、この点に関しては本当にきちんと今後修正して改めていただきたいという思いがいっぱいあります。

しかし、今回のこの消費税10%に引き上げなんですけれども、そもそも2012年の6月に野田政権のときに3党合意ということで、当初は2014年に8%、2015年に10%という予定が、それを引き延ばして2017年4月にさらにまた1年半延期するということで、2回の延期を経て今回ということになっております。

現実的には、少子高齢化で社会保障費がかなり増大している中で、その財源を何とか確保しなければいけないという今回のこの現状があるわけなので、景気対策、キャッシュレス化に関しても、ちょっと最初は複雑かもしれませんが、世界的に見ると日本はかなりこのキャッシュレス化がおくれているということで、今回のことで少しでもこのキャッシュレス化が進んでいけば、世界的な基準にも追いついてくるかなという思いもありますので、消費税10%の引き上げは今回必要なのではないかと思っておりますので、今回のこの陳情に関しては不採択ということをお願いしたいと思います。

○古都宣裕委員 そもそも消費税を上げることによって消費が冷え込んでしまい、逆に内需の経済が冷え込んでいってるのは明白であって、今回10%になることによって中途半端な軽減税率等で手続が煩雑化していることから、今回は見送ることが正しいと私は思っておりますので、採択の方向でお願いします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 いろいろな御意見出たと思いますけども、まず消費税10%の引き上げについては、今、国のほうもいろいろと議論なされているところであろうなというふうに思います。

いずれにしても、社会保障の増大ということ、それから初等教育の無償化など、いろいろな場面でこれから財源が必要になっていく、確保していかなければならないという点を考えますと、今回この案件につきましては、私どもも不採択ということで提案したいと思います。

○金兵智則委員長 何かありますか。

○松浦敏司委員 ちょっと若干議員間討論をしたいと思うんですけど、ただいまの立崎委員、それから永本委員から社会保障費の上昇ということ、たしかにそれ事実です。

事実ですが、しかし消費税そのものを社会保障費に使うんだと、福祉に使うんだっていうふうにならずと言われ続けて上げてきた。

実際にそうやってきたのかといえば、それは違って、消費税もう既に約30年たちますけど、390兆ほど納められたけれども、しかしその大半は法人税の減税などに使われていて、社会保障に回ったのはほんの一部ということで、これはまさに消費税の使い方に逆行する形で今進んでいると。

だから私は思うんですけども、いわゆる今大企業などはもう既に450兆の内部留保あると。

それから富裕層の人たちはもう大もうけして、株でもうけてるという中で、税が軽減されたままですよ、消費税が上がるたびに、法人税の減税ということでやられてると。

これでは、何のための消費税なのかと。

結果として、消費税は大企業の法人税引き下げのために大半を使われてしまう。

こういうことがあるわけで、だから社会保障費の上昇にお金を使えないんだというようなことに結果としてなっていると、これはもう本末転倒。

こんなふうと思うんですが、その辺ではどんなふうに考えでしょうか。

○金兵智則委員長 討議に入りました。

いかがですか。

○立崎聡一副委員長 今、松浦委員のからお話しありまして、結果として現状そういう形になっているというのは重々認識はしております。

企業なり、法人税についての軽減がなされてるんじゃないかということの議論もあるのはわかっておりますけれども、今後、やはり少子高齢化を見据えた中で、きちっとした財源を用意しておく必要性っていうのもあると思います。

今後、また同じようなことが絶対に行われないと

いうふうに、願いつつという言い方も変ですけども、そういうふうに信じて今回は、これも仕方がないんじゃないのかなというふうには思っております。

○金兵智則委員長 他にどうですか。

よろしいですか。

○松浦敏司委員 結局ね、今の立崎委員の話ではよくわかりません。

実際に少子高齢化でお金が必要になってくるのは当然です。

だから、そこに使ってこなかったのが問題なんであって、使ってくるっていうふうにして消費税を上げたわけですから、それをやっていないということはもう明々白々になっていると。

本来税っていうのは、生活費にかけてはならないというのが本来の税の基本なんですよ。

消費税はもうそういう点では、本来の税制度から言えば、大変な悪税になっちゃうんですよ。

本来は利益に応じた形で累進課税で納めると、これが基本なんですよ、戦後日本の。

これを変えてしまったのが消費税の導入ですから、そういう意味でもやっぱり目的を持って開始したのであれば、そのとおりに使う必要があるし、使われてないのであれば、それは是正しなければならないということで、私は庶民に消費税という形で重税を課すのではなく、利益を上げている大企業などは、実質的には今平均すると12%ですよ。

しかし、中小企業18%から19%納めてる。

少なくとも大企業ともなると450兆もため込んでいる、大企業はまともに納めれば、せめて中小企業以上に納めれば、消費税なども上げなくとも一切大丈夫。

それから富裕層の税だって、株でもうけたのが今20%だけでも、それは30%いうふうだけでも数兆円の規模の税が集まるということですから、今やるべきはそこですよ、庶民に10%を課すようなことをすれば、日本の経済そのものの破綻するというのは、安倍政権にいた方も、参与をやっていた方も明言しますからね。

そういう意味でも、今の日本の経済を救うためにも、消費税をやっぱり上げたただめだと思います。

ぜひ、その辺も理解をする必要があるんだというふうに私は思います。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

陳情第56号消費税率10%への引上断念を求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして陳情第57号全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出についての陳情について審査を行います。

○松浦敏司委員 全文の中に書かれているように、日米地位協定の考え方ということで、かぎ括弧中にありますが「米軍が我が国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められており、我が国が米軍の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」というふうに、書いてありますけれども、まさしく日米地位協定っていうのは、アメリカの言うがままっていいからある意味、非常に不平等な協定ということで、とりわけ沖縄ではその典型的な現象として米軍の人が犯罪を起こしても、実際には裁かれずに本国に戻ってしまうということが、1件や2件でなく多々あるというような状況、これはもう明らかに日本国でありながら、日本でないようなアメリカのやるがままという状況があるという点では、ここにも書かれていますけれども、全国知事会では2016年から6回にわたりということで、やはり地位協定の見直しというのは当然必要だというふうに思いますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 これは当然のことですので採択すべきだというふうに思います。

自治ということについても日米のあり方についても、日本という国と今後のことを考えてもそうですし、安倍総理は以前戦後レジームからの脱却というような言葉を言ってましたけど、まさにそれをするためには、これはまず最前提だろうなというふうに思いますので、ここは通すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他に。

○古都宣裕委員 これは私も、ぜひ採択すべきもの

と思います。

そもそものこの不平等な状態を解消するのが狙いであって、地位協定自体をなくせという話はないんでしっかりと見直して、平等な条約にすべきだと私は思います。

○金兵智則委員長 ほかによろしいですか。

○永本浩子委員 沖縄の方々の御負担御苦勞を考えると、本当に胸が痛む思いがあります。

日米地位協定の見直しの必要性っていうふうになると今度また、安全保障条約のほうにはまた関係してくるものではないかなと思いますので、大変大きなテーマなので、うちの会派としては、もう少しその辺のところ研究させていただきたいという思いで継続をお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 うちの会派では、継続ということをお願いしたいと思います。

話し合いの中で、まず全国知事会のほうから、この米軍基地の負担に関する提言ということが出されました。

その部分については重く受けとめております。

それから日米の関係のあり方についてもいろいろとお話が出まして、その中でも考える必要あるんじゃないかというふうにありますが、それから、あと沖縄の方々についても本当にいろいろ御不便をかけているんじゃないかということとは重々理解してはおります。

ただ、この地位協定の見直しというふうになりますと、そこは先ほどお話もあったとおり、日米安保の関係もございます。

ここはもう少し、しっかりと広範囲になりますので、その辺を含めて考えていきたいと思いますので、継続ということをお願いしたいと思います。

○小田部照委員 私は、国民の生命や財産を守ることが国防であり、日米安保条約が国の基軸として国民の安全が確保されているというのが日本の現状ですので、これには賛同できません。

○松浦敏司委員 いろいろ状況を見たいとか、継続と、あるいは賛同できないというお話ありましたが、地位協定を少なくとも平等にという意味で言ってるんですね。

米軍によって日本が、平和が保たれてるかといったらこれは誤解でありましてね、日本にいるほとんど9割方は海兵隊です。

海兵隊は守る組織ではありません。

海外に出ていって攻める組織です。

だから、沖縄なんか典型的にそれはもう守られてなんかいませんし、被害にばかり遭ってるというように、いかにこの地位協定が、不平等であるかということですから、それをせめて平等にしない、してくださいという要望を、思いをここで述べてるわけですから、日米安保条約は確かに関連をしますよ。

しかし、だからといってこの日米地位協定見直せないといったらそんなことはないわけで、政府がやる気になれば、幾らでも地位協定は見直すことができます。

まさにこういうときこそ、国の責任者同士話し合いをしっかりとするという事です。

これが本来の外交というものだと私は思います。

だからそういう意味で、私は、この陳情については、そういった思いをぜひ皆さんに共有してほしいなというふうに強く思います。

○古都宣裕委員 私はこれについては日米安全保障条約にもかかわるものだと思います。

しかし戦後の敗戦したすぐの不平等な状態で結んだ日米地位協定をそのままずっと来ているというのも現状であって、今現在にあった、歴史にあった、時代に合った条約に見直す必要は私はあるんじゃないかなと思います。

先日、たしかエールフランスだと思いますけど、皇居の上空を飛んで問題になったというのもありました。

ああいうのだって横田基地があるから、制空権の関係で羽田基地が、羽田の空港ですね、空港がちゃんとこう飛行ルートが確保できないというのも問題もある、そういった中もいろんな問題を含めた上で地域の協定の見直しというのもしっかりと沖縄だけでなく、全国的な問題だということも考えた上でしっかりと、見直しですから、やめろという話はないので、地方からもしっかりと声を上げていく必要があるのではないかなと私は思います。

○金兵智則委員 それらを踏まえて、継続となると、任期満了ですので審議未了・廃案となりますが、いかがですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、陳情第57号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求

める意見書提出についての陳情につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたします。

○金兵智則委員 続きまして、陳情第58号奥山等のスギ・ヒノキ放置人口林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情について、審査を行います。

○小田部照委員 私は全文同意できますので、採択でお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員 賛成反対の意見を言う前にちょっと理事者に聞きたいんですけど、全文の後半で「一定面積を皆伐し、天然林に戻していくべきです」というふうになっていますけれども、天然林に戻すというこの手法としては、これは大いにありうる手法なんでしょうか、その辺どうですか。

○梅津義則農林課長 市といたしましては、基本的に森林に関しては、伐採した後は計画的に造林をしてくださいということでお願いをして、補助等もつけておりますので、天然林でいいよということでのお願いはしていなくて、できるだけ造林を進めていただきたいということで、そういったことでの予算づけを行っているところでございます。

○松浦敏司委員 それはわかってるんですけども、天然林に戻す方法として、ここで言ってるのは、一定の面積を全部伐採して、天然林に戻していくと、それは当然一度人間が手を加えた山というのは、天然林に戻すにしても人手がかかると、かけなければならないというふうに思うんですけども、そういうやり方があるんだというふうに私も思っているんですけども、例えば網走市内にある山林ではこういったところは、対象となるところはあるんでしょうか。

○川合正人農林水産部長 網走のところには人工林になりましたら、先ほど課長が言ったように切ったら造林するというサイクルでやってございます。

ただ伐採届が出ましてその中で天然更新をするところもありますので、その天然更新をするというところは、実際にはあるのはあると思います。

ただそれが5年たって天然更新できてないとか、いろいろこちらのほうも確認をしてみたいですの

で、そういう中で、こちらのほうで一度人の手が入ったものを天然林に戻すというのはなかなか無理があるのかなというのは認識してございます。

○松浦敏司委員 この陳情でいうと、網走はそんなに直接的には影響はないのかなというふうに思いますが、この思っているのは、スギとかヒノキというのはほとんどは本州地域なんですけれども、ただ、人口林の部分については、当然そういうふうには相当数人口林になっていますので、そういう意味では、ここで言っているように森林環境譲与税を使い方について網走市としても、天然化するための努力をするようにといった趣旨なので、私は採択でいいのかなと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 今お話あったとおり、当市の環境っていうんですか、実情との関連性がちょっと見えないというところがうちの会派でも話が出ました。

ということなので、今回この案件に関しましてはとりあえずもうちょっとしっかりと調査研究をしたほうがよろしいんじゃないかということで継続ということにしたいと思います。

○永本浩子委員 うちの会派でも、現実にスギやヒノキは北海道にはほとんどなく、網走市もそのとおりだと思いますし、この人工林が全くだめでも天然林に戻すことで、本当にさまざまな問題が解決するのかどうかということもちょうと専門知識を持ち合わせているわけではないので、即これに採択してしまっているのかどうかちょっと疑問が残っていて、もうちょっと研究しなければ結論が出せないかなということで継続でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情第58号奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたします。

○金兵智則委員長 次に、陳情第59号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情について審査を行います。

この陳情につきましては、平成30年3月6日に継

続審査となりました陳情第42号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情と内容が同じですので、一括して審査を行いたいと思います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っています。

○松浦敏司委員 日本国憲法の尊重・擁護っていうのは、これは憲法を第99条で国会議員、裁判員、あるいは、全ての公務員に対しても、尊重・擁護の義務を負っているというふうになっているかと思います。

その意味では、ここで言ってるのは、別に何も言う必要がないぐらい当たり前のことを言ってるというふうに思いますので、当然のごとくこれは採択すべききものだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 これは不採択でお願いしたいなというふうに思います。

憲法に対する特定の立場を代弁するものでありまして、うちの会派としてはこれは認定しがたい、不採択でお願いしたいということでございます。

○永本浩子委員 うちの会派といたしましても、不採択でお願いいたします。

○小田部照委員 私もこれには賛同できません。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 言ってることはすごく当然なことだと思いますので、採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員 何かありますか。

討議ございますか。

○松浦敏司委員 ちょっと聞き取れなかったんですが、立崎委員、永本委員、採択なのか不がつくのか…不採択ですね。

ちょっと、不採択にすること自体、非常に私は違和感を持つんです。

つまり、憲法で言ってることを否定することになるんですよ、不採択ということは。

日本国憲法の尊重・擁護を言ってるわけで、これを不採択にするということは、憲法99条に違反することになります。

それでいいのかということです。

不採択ということはそういうことです。

つまり99条に違反するというのを、ここで態度を表明したというふうには受けとめちゃいますよ、私は。

それでいいのかどうか。

○金兵智則委員長 という討議に入りました。

ということですが、何かございますか。

○立崎聡一副委員長 そのこの部分につきましては認識の違いなのかなというふうに考えております。

多分、認識の違いとしかちょっと言いようがないんですけども、そういう解釈で私どもお願いしたいなというふうに思っています。

○松浦敏司委員 認識の問題じゃないですよ。

憲法をどう理解しているかということで、明らかに市議会議員も憲法99条に拘束されるんです。

全ての公務員ですから、地方公務員を含め、我々特別職についても、99条では憲法擁護の義務を負うというふうに書いてるんです。

だからそれを解釈の違いとかっていう問題ではなくて、それは明らかに憲法99条に違反するんです。

だからそれでいいのかっていうことなんです。

○金兵智則委員長 ということですが、御意見はございますか。

何かございますか。

○永本浩子委員 憲法の解釈に関しては、憲法学者の中でも意見が分かれるところでありますけれども、軍国主義復活の動きが強まっているとか、暗に戦争の方向に向かっているような、国民の目をそういうふうになさせようという意図があるように感じられてなりません。

公明党としては、日本の国を守るために憲法のもとでできる最大限のところできちんとやってきてるつもりですので、今回のこの要請書に関しては、不採択ということをお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員 違うんですよ。

憲法について意見が分かれているのは、9条は分かれていますけど、99条については意見が分かれているという話を私は聞いたことないし、もしそうだったとしたら、憲法学者がそういうふうにしたとしたら大変なことになります。

日本国の公務員も全て憲法遵守しなくていいということになってしまいますから、これは少なくとも建前だけでも守りますって言わないとおかしくなりますよ。

○永本浩子委員 意見が分かれると言ったのは99条ではなくて、遵守する上で遵守の仕方ということの捉え方が違うということです。

公明党も憲法9条に関してはきちんと守っていきたいと思っていますので。

○松浦敏司委員 要するに憲法99条をどう理解して

いるのかということが、今問題なんです。

理解していれば不採択だとかなんかついていうふうにはならないはずですよ。

いわゆる先ほど言ったように、公務員に課せられているんですよね、遵守義務、遵守する、擁護する義務を負うと明確に書いてるわけですから、そのことを言っているのに、ああだこうだ言う必要は全くないと私は思うので、これ以上余り議論しても仕方がないのかもしれませんが、だとすれば私もちゃんとそのことは、市民にも知らせなければならぬということですよ。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

それでは、陳情第59号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情並びに陳情第42号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたしました。

ここで委員・理事者から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者退室のため暫時休憩をいたします。

午後2時02分開会

午後2時08分開会

○金兵智則委員長 再開をいたします。

続きまして、平成27年1月7日に継続審査となりました請願第6号「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」について今国会で廃案とすることを求める意見書提出についての請願について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示してください。

○松浦敏司委員 情勢は大幅変わってしまいましたけれども、ただ、請願の言ってる意味はわかりますので、なかなか他の委員との関係では難しいかもしれませんが、基本的にはこの請願は、私は賛同できますので、採択ということになります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 もう既に国会を通過していて、廃案とするということを求められても全く意味がないと思いますので、不採択をお願いします。

○金兵智則委員長 何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第6号「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」について今国会で廃案と

することを求める意見書提出についての請願につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第7号安保関連法（戦争法）の強行採決に厳しく抗議し、廃止を求める意見書の提出を求める請願について、皆様の意見を求めます。

○松浦敏司委員 これももう既に法律としては成立しておりますけれども、それに対して廃止を求めるということでもありますから、今もなお、安保関連法というのは、憲法に違反するというふうにも多くの政治学者が言っていますように、これについては採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 安全保障の関連法（戦争法）というふうになっておりますけれども、戦争法などでは全くなく、日本の国をどう守っていくかという法律ですし、既にこれも国会を通して成立していますので、全くこの請願の意味をなさないと思いますので、不採択でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第7号につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定いたします。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第29号 J R 北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）の運行継続についての請願についてであります。

○松浦敏司委員 まさしくこれは北海道の命と言えるような問題だと思います。

石北本線しっかり守るということは、これはこの地域の農業にいわゆる大量に輸送するという点でも、この鉄路というのは守らなければ、それこそトラックだけではできないものではないということがはっきりしてますので、この第一次産業を守るためにも石北本線を守る必要があると。

釧網線についても今、あり方について観光中心として努力中でありますから、これは廃線にしないと

いうことであります。

運行継続というのは当然のことだというふうに思っていますので、採択でお願いします。

○小田部照委員 私も全文同意できますので、採択でお願いしたいと思います。

○川原田英世委員 これがまず継続になってるのかちょっと思い出せないぐらいなんですけれども、J R 北海道の問題を受けて、ようやく国が動き始めて、ただちょっと道との関係がうまくいってなくて、地域でもどうやって支援していこうかを悩みながらこれから審議する予算案にも J R 北海道に対しての支援する予算が組まれているという地域の状況を考えれば、しっかり国とも道とも連携し、J R 北海道これからも頑張ってもらいたいというところを取り組んでいくのは網走市として当然だと思いますので、これなぜ継続なのか、これは通すべきだというふうに思います。

○永本浩子委員 私もこれ長期的な視野に立っていただきたいということで、採択したと思ったので、なぜ継続だったのかちょっと腑に落ちない感じがします。

採択でお願いします。

○古都宣裕委員 私はこれは継続でいいと思っております。

J R 貨物のほうのお話もありますけれども、J R 貨物が J R の鉄路使用料をしっかりと払っているかといったら、結構破格な安い値段で払っているので、それをしっかりと払うというふうにすると果たして今農作物の値段で同じふうにやれるのかといったら、私は全くやれないと。

そのままいいのかといったらいろんなところに負担がいく、利用料も減っている、そういった中でちゃんとやっていくということは、未来に対してどうやって責任を持つかということもしっかりと考えていかなきゃいけないその上で、今現在ただ国にお金を出せ、どこかにお金を出せというのは、全体的な国の税金を使うに当たって本当に正しいのかというのももう少し考えなきゃいけないと思うので、私は継続でいいと思います。

○松浦敏司委員 この J R 北海道の問題というのは、中曽根内閣の時代にやられたと、国鉄分割民営化当初から、北海道はこの面積や寒い冬というようなことも考えると、採算をとれないということが当初からわかっていたと、わかっていたから国は、1,700億の基金を持たせて、当時金利が7%がある

のでそれを運用して赤字の分は補填すべきだというふうになってたんです。

それが、低金利政策によって、7%が6%、5%となっても今やもうゼロ金利と、これは国の政策によってやったわけですから、国が責任を負わなければならない。

だから、金利下がったら下がった分の損失は、国が補填するのが当初の約束なんですよ。

だから、それをしないで自分たちが努力しなさいと、運用する基金がもう運用のしようがないという状況にさせてしまうと、国策によって、低金利政策によってさせてしまったと。

であれば、その分の補填をするのは当然のことだと、それをしないからJR北海道はどんどん経営が悪化して、あらゆる本来の安全を守らなければならない路線についても、もう手を抜くようなこともせざるを得なくなっていくということで、大問題になってますが、いずれにしてもそういう鉄路をしっかり守るという点では国の責任というのは、極めて重くあるんですよ、当初から。

その辺がなっていないので今のJRがあるということなので、その辺ぜひ古都委員も理解してほしいなと思います。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第29号JR北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）の運行継続についての請願につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますよろしくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をいたしました。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第1号『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情について、意見を求めます。

審査を行います。

○松浦敏司委員 非常に難しい問題だと思います。

相当期間も4年経過しているということで、現実的には網走支庁という言い方から、オホーツク振興局というような言い方になってしまったという点で、陳情者の心情については私もよく理解するところですよ。

なかなか現実的には難しい問題だと思いますけれども、この思いは書いてありますように、オホーツク総合振興局の名称の訂正を強く要望しますということについて、私もある意味賛同できますので、これは採択というふうにしてもよろしいのかなと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一委員 この件につきましても、継続でお願いしたいというふうに思います。

願意は、思いは十分受けとめております。

○金兵智則委員長 はい、すいません。（傍聴に来た陳情者が勝手に発言をした。）

発言は許可されてませんので。

○立崎聡一副委員長 よろしいですか。

いや、そこは思っておりますが、なかなか難しい問題であるということもあります。

一自治体で進めるべき事例でもありませんので、ここは引き続き推移を見守るという意味でも、継続でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 記載の意味も何度も読ませていただいたわけですが、現実的に考えてですね、どうこうというよりも、これはちょっと将来的なことを考えてオホーツクってもう地名であれしてきてるんだけど、いまだに網走のほうが知名度断トツに高いんですよ。

網走は全国の観光地の中で1番知名度の高い地域なんですから、そこ活用しない手はないって僕はいつも思ってます。

結局オホーツクってロシアじゃんなんて言われたりすることを考えると、網走という名前をやっぱり有効活用していくという意味でも大切なことだなというふうに思っています。

これ、網走の議会として出すものですよ。

であれば、網走のまちとしてこういう思いがあるというのは、ここは表にどんどん出していいことだというふうに思うんで、採択すべきかなというふうに思います。

○古都宣裕委員 私も川原田委員と同意見で、網走のまちとして網走の名前をしっかりと使っていただきたいというのは当然の思いだと思います。

北海道の中の振興局としても、ロシア語から来ている横文字を使うというよりも、やっぱりしっかりと地元の名前を出していくべきであると思うので、網走の思いとして、採択してもいいのではないかと

思います。

○永本浩子委員 うちの会派としましてもやはりこの網走を思う思い、そしてまた網走を愛する気持ちというのはとても大事な部分なんじゃないかということで、この件に関しては、採択したいと思っております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

討議ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第1号『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局地名改称に一部訂正を求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして陳情第3号憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情について審査を行います。

○松浦敏司委員 情勢としては大分変化をしておりますけれども、この言っている内容について私も大いに賛同できると。

ここでも表題にありますように憲法を守りとして日本を海外で戦争する国にする戦争法というふうに言われていますように、戦争するための法律ではないと言っていますけれども、事実上この安保法制というのは、海外に出ていけるような内容となっている。

そしてその背後には、集団的自衛権行使を容認したという閣議決定、こういうことにつながっていて、非常にそういう意味では、大きな問題があるというふうに思いますので、この陳情については採択していただきたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 先ほどのものとも関連すると思いますが、これに関しては、憲法を守り、日本を守るための法律でありますので、うちの会派としては不採択ということをお願いいたします。

○金兵智則委員長 何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情第3号憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採

択を求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定いたしました。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第10号沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情について審査を行います。

○松浦敏司委員 この陳情について私は同意できないと思います。

なぜならここで普天間基地は世界一危険な飛行場だとそれはもうだれもが承知していることです。

であれば、普天間をなくせばいいわけです。

わざわざそのために辺野古に基地をつくる必要などない。

それは、日本国政府として国にそのことを求めればいいわけです。

しかし、それとは真逆のことをやっているのが今の安倍内閣であります。

ここであるように、辺野古に移して普天間をなくすなんていうのは、実はこれはまやかしてでありまして、実際上は普天間はなくしません。

なくすということを口実として、新たな辺野古に基地をつくると。

しかし、辺野古も豆腐状態の超軟弱地盤が広い面積にあるということで、ここにはもう対応する技術はないというふうに言われている。

それにもかかわらず今政府は、土砂を投入してるということですから、本当にひどい税金の使い方だということに思います。

だからそういう意味でも、この陳情については不採択をお願いします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、なければ、陳情第10号沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情につきましては、全会一致をもって不採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 それでは続きまして、陳情第21号オスプレイより確かなくらしを。安全保障関連法を廃止または執行停止して防衛予算を削減し、社会保障予算を拡充するよう政府と国会に意見書を提出することを求める陳情について、審査をいたします。

○松浦敏司委員 これもまさしく言っているとおりであります。

世界一危険なオスプレイという輸送機、これを大量に日本は購入しているわけですが、ここで言っているように、安全保障関連法廃止または停止というふうに言っておりますけれども、そして防衛予算を削減しということで、もう既に防衛予算は5兆3,000億を超えていると。

そのほかにも、大量の爆買いをこれからすることとありますから、そういう日本の政府に対して、それを自粛を求めるというような中身でありますから、私は採択すべきだと思います。

○川原田英世委員 平成28年ということですが、現状まさにこのとおりだというふうに思いますので、これは採択すべきだと思います。

○永本浩子委員 オスプレイを容認するつもりはありませんけれども、安全保障関連法というのは、日本の国の平和を守るための法律だと私は思っておりますので、これに関しては不採択ということでお願いいたします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

討議ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情第21号オスプレイより確かなくらしを。安全保障関連法を廃止または執行停止して防衛予算を削減し、社会保障予算を拡充するよう政府と国会に意見書を提出することを求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定させていただきました。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第24号 J R 北海道を民営化から一時的国有化すべきと考えることについての陳情について、意見を求めます。

○松浦敏司委員 全体として非常に言ってることは私は理解できます。

最後のほうで、J R を民営化から一時的に国有化

という点は、現実には非常に難しいと思いますが、それぐらいの問題だと。

国の責任が今、J R 北海道の場合は国の責任が問われているわけですから、そういう意味では、一時的国有化というのは、言わんとすることは理解できます。

そういう意味では、採択してよろしいかと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○小田部照委員 J R 北海道の中でですね、路線をどう守っていくかという点については基本的には賛成ですが、今さら国に戻すというような部分については賛同できません。

○永本浩子委員 この J R 問題に関しては、国の責任ももちろんあると思いますけれども、国とともにやはり沿線自治体も一緒に悩みながら解決していくべき問題だと思いますので、不採択でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情第24号 J R 北海道を民営化から一時的国有化すべきと考えることについての陳情につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第33号テロ等準備罪の立法について必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情につきまして、審査をいたします。

○松浦敏司委員 これも共謀罪法は、強行採決で通ってしまった問題ですが、陳情の言っていることは、私はそのとおりだというふうに思います。

陳情の全文にも書いてますけれども、パレルモ条約だとかというふうに書いておりますように、そういう問題もあるわけでありまして、この共謀罪を法律を成立させる上でも非常に大きなごまかしというのがなされていたということもはっきりしておりますので、この思いを汲んで、私は採択すべきだと思います。

○小田部照委員 これは、今の法ではなかなかカバーし切れない部分もあると思いますので、ここには、未遂以前のというような処罰が可能とあるとは

ありますが、その保証もないと思います。

これはよく国のほうで検討していただきたいと思っていますので、今の時点では、国の動向を見守りたいという意味で継続にしていきたいと思います。

○永本浩子委員 既にテロ等準備罪は国会を通過して、無事に立法になりましたし、立法になったということで、国際組織犯罪防止条約にも、日本の国も入ることが無事できましたので、これはもう既に意味のない陳情ということで、不採択でお願いしたいと思っています。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情第33号テロ等準備罪の立法について必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○金兵智則委員長 それでは続きまして、陳情第52号性的少数者（LGBTs）へ憲法13条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳情につきまして、審査をいたします。

○松浦敏司委員 昔と違って最近のこの性に対する考え方というのは大きく変わりました。

この性というのは、いわゆる一人一人違うんだっていうふうに最近言われるまでになっているという点で、やはりこのいわゆる差別されてきたLGBTの人たちに対しては、最近の世論でも相当認知されてきているという点で、いろんな自治体も受け入れしている。

そして、婚姻もできるように運動も今盛んになされているという点からも、当然、こういう性的少数者への補償というのはすべきだというふうに思いますので、これはぜひ採択すべきだと思います。

○小田部照委員 私も人権的な観点からも同意できますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 前回のとき採択に至らなかったのは、まず、もう少し状況を勉強したいということが一つと、社会的な動きはどうなってるのか見定めたいということがあったと思うんですけども、時間も経過しましたし、状況認識は十分できたかと思います。

あれ以降にさまざまな部分で報道があるとおり動きもありましたし、まず、先進国として当然のことなんですよ、やっぱり日本はおくれてきたということもあります。

それをいち自治体からまた声上げていくということで、極めて重要なことだと思いますので、採択すべきだというふうに思います。

○立崎聡一副委員長 ここは継続でお願いしたいと思います。

政策的に必要であるということは事実でありますし、今、盛んにいろんな場面で叫ばれているんだろうなというふうに思います。

そうは言っても、推し進めることで何らかの課題も生じさせる懸念もございますので、もう少し様子を見ながら、進めていったらいいというふうに理解しております。

○永本浩子委員 前回のときも言いましたけれども、このLGBTに対する理解を広げていくということに関しては賛成なんですけれども、この記の中の例えばこの医療同意権とか、同居人範囲の問題等はこの網走市に求める陳情としてそぐわないということで確認、そこは市に権限があるわけではないので、こういったところの整理をしていただければ、採択ということで、前回言わせていただいたとおりでございます。

○古都宣裕委員 私はぜひ採択すべきものだと思います。

性的少数者と言われて人の好き嫌いの中で自分の嗜好に対して、それに対してこの陳情の中でもあるとお認めてほしい、配慮してほしい、それに対してだれかほかに何かそんなに迷惑かけることではないので、その認めてほしいという当たり前のことを言っているだけ、それに対してどうしようとかっていうんじゃなくて、それを認めてあげよう、積極的に声を酌んであげるのが、私は地方議会のあるべき姿ではないのかなと思います。

これに対し、だれかが何か本当に大きな迷惑をこうむる何かがあるのであれば、私は考慮する必要もあるかなと思うんですけれども、ただ認めてほしい、配慮してほしいというものに対してそういったストップをかける行為自体が私はわからないので、ぜひ採択すべきものだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

討議ございますか。

○松浦敏司委員 討論というよりも、先ほど永本委

員から医療同意権云々ということがあったんですけど、網走には該当しないということのようなんですけども、もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

○永本浩子委員 網走市というよりは、各医療機関に厚生労働省のほうからきちんと決定されるべきもので、これ、市に求める陳情となっているので、こういった流れって大事なことなので、国としてもそういう動きが出てるんですけど、それをここに載せるのはそぐわないのではないかとということなんです。

だからLGBTの理解を求めるということには、基本もちろん賛成で、ただこの具体的な記の中で、市に求めるという項目に入れるのはちょっとそぐわないかなということで、前回確認させていただいたところです。

そして、ぜひ網走の市民の皆さんにもっとLGBTの皆さんのことをわかってもらえるような、講演会活動とかそういったもの、私としては制度ができてきたとしても、一般市民の方の理解度が上がらない限りこの方LGBTの方たちが嫌な思いをしてしまうのではないかなっていうことを心配していました、こういったところの陳情にプラスして、ぜひ講演会とかそういうワークショップみたいなところで、正しい理解を求める動きというのをしていけるといいなと思っております。

○古都宣裕委員 今のお話ですと、市民の理解が進まない、進んでからが先だというような話なんですけれども、性的少数者の方々はもちろん少数なんですよね。

その中で認めてほしいと言っているのに、その人たちは別に認めた上でそっとしておいてほしい人たちが大半だと思いますけど、今の話だと認めてほしいなら積極的に自分たちで前に行って発信しろよみたいな形に聞こえてしまうので、それだと行動等にかなり齟齬が生じていると思うんですけれどもいかがでしょうか。

○永本浩子委員 そういった意味ではなくて、例えば、もっとそういう講演会等ももってもらいたいかっていう、こういう記の中のところにそういうものが入ってきたほうがいいのではないかとという私個人の意見ですね。

それと、同時並行にやっていかないと、結局LGBTの皆さんが傷つく結果になるんじゃないかなということをお心配してるということで、どっちが先だ

とかいうことではなく、そういった活動も大事なのではないかなと思っていますという私の意見です。

○古都宣裕委員 多分、認めてほしいと言っているのを認めないほうが、私は傷つけるんじゃないかなと思うんですよね。

市民、市に対してこうしてほしい、ああしてほしいという具体的にこうしろっていうの多分ホームページ等で発信をしてくれというぐらいであって、先ほど永本委員が言った5番のガイドラインに基づきのところというのは、親族以外の最大限認めることっていうので、別に絶対してくれじゃなくて、網走市の中で最大限できることをやってくださいというお願いをしているだけであって、そこまで厳しく絶対こうしろっていう話をしてるわけじゃなくて、基本的な最初に言ったとおり、認めてほしい、配慮してほしいというのか1番なんですよ。

その少数者の人たちに対して認めてあげましょうって言ってあげませんかっていうのを私は言ってるんですよ。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

どちらかというとそこは採択の人たちの話し合いなので、別に討議をとめる必要はないんですけど、そもそも継続がお一方いて、ほか皆採択というような状況なので、そこに詰めてくというのはいかがかなというふうに思うんですが、そこで一生懸命討議されても結局は採択の方々ですから。

○川原田英世委員 継続というお話ですが、これまで継続し続けてきたことですし、国に対しては出した中で、網走市として実務的な認めてほしいということなので、いずれこれは全国的に進んでいくことだと思うんですよ、いずれは絶対全国的になると僕はそう信じてますけども、それに対して市としても率先してやっていくということも認めていくというの必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部眞美委員 直接市に対しての陳情については、内容は別にして、やはり市に直接行くものなので私たちも慎重に審議してきた経過があると思うんですけれども、このことに関しては、記の内容に関してもいろいろ、こういうことはどうなんだっていうのも今までも議論してきましたが、市民にLGBTsの方のこの気持ちを理解度を深めてもらうっていうのは、この議会を一つ通ることによってわかることもあるかなっていうのも感じています。

逆にこれが通らなかったということがどうなのだ

っていうふうに見る人はいるし、議会がこういうことを認めて、ほかの市に対する陳情や請願とは今までの扱いとは違うので、通らなかったってことが、これでいいのかなというのがありますので私は理解度がある程度、一定程度、委員の皆さんが譲れることがあるのであれば、ここ内容の下のところは受けとめ方がいろいろあると思いますので、他の市に対する陳情の取り扱いの慎重さとは別な気持ちで、ここは通していったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○立崎聡一委員 ここはうちとしても、LGBTに関しては、これから本当に必要になることであり、川原田委員がおっしゃったように、全国的にそういった動きにもなっていくんであろうなというふうに、一定の理解はしているところでございます。

ただ、当市において、今渡部委員もおっしゃいましたが、理解してあげないとやっぱりそこは議会としてというお話もありました。

しかしながら、私どもはやはりまだ、その段階には至っていないというのがまず一つ結論あります。

そして、私の周りにいるいないというのは関係ないと思うんですけども、気づいてないだけなのかもしれないかもしれませんけれども、その部分について、これから本当にふえていくというよりも、そういう人たちがどんどん出てくるというか、声を上げてくるんだろうなというふうに思います。

と思いますが、そこはまだもう少し時間をかけて話し合いしていくべきなんだろうなというふうにうちの会派は考えておりますので、今回は継続をお願いしたいなというふうに思います。

○松浦敏司委員 立崎委員、ちょっとLGBTに対するちょっと考え方が、それではまずいんじゃないかと、会派としても。

幾ら少数であっても自分の周りにいないとしても、そんな簡単にわかるものでもないし、多種多様なんですよ。

だからそこを言ってるわけです。

先ほど私言ったように、人の数ほど性というのは違うんですというふうに言ったように、だからそういう人たちのことを私たちが受け入れると。

昔は受け入れなかったんです。

それを受け入れる状況に、今世界的になった。

しかし、日本は非常におくれている。

この網走もこのままだとおくれる。

今、せっかく委員のいる中で、立崎委員だけが継続を言っているんですけど、これを継続にしちゃうと、事実上この議会が終わればなくなっちゃうんですね、この陳情は。

1からやり直すということになると。

そういう点で私は非常にこれだけ多くの皆さんが賛同しているのに、なくしてしまうというのは、何ともこう残念でならないんで、なんとか第1回定例会中にもう一度持ち帰って、会派の中で議論して結論を出すことできないのか、その辺伺いたいと思います。

○立崎聡一委員 この件に関してはここで終わらしたいなというのが正直なところあります。

持ち帰ってっていうのは、大変ありがたいんですけども、申し訳ないですけども、継続をお願いしたいというのが私の意見です。

○川原田英世委員 ちょっと意見を言わせていただくと、先ほどの立崎委員の松浦委員から答弁に、LGBTの方に対して最大の尊重する状況に今はまだないという発言だったんですね、つまりは。

まだ尊重するような状況になってないという発言があったというのが一つ。

それと当事者から声が上がらないという意見がありました、当事者が声を上げるってこと自体は僕はそこ上げる前に酌み取って起こしていくのか議会の役割だろうと思いますので、その認識もちょっと問うところです。

その2点、ちょっとどのような見識なのか伺います。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午後2時48分閉会

午後3時03分開会

○金兵智則委員長 再開いたします。

他にございますか。

○立崎聡一副委員長 先ほど川原田委員のほうから御指摘ありましたので、その辺についてお話をさせていただきたいと思います。

誤解を招くような発言をしてしまいましたことはお詫びいたします。

その上で、この陳情に関しましては、やはり継続という意見では変わりません。

なぜならば、この陳情を推し進めることによって、何らかの課題が生じかねないという懸念もあります。

そういう理由で継続させていただきます。

○金兵智則委員 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、陳情第52号性的少数者（L G B T s）へ憲法13条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳情につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたしました。

○金兵智則委員 次に要請2件について審査をいたします。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても、結審に至らない当該案件は審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は、審議未了・廃案すべきものと決定されます。

それでは、再びブラックアウト起こさない分散型の電源「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書提出要請について審査を行います。

○小田部照委員 私、これは前回も同じなんです。が、将来的な方向性としてはすばらしいと思いますが、原発ゼロというのは、現段階では現実的ではないと思いますので、今後とも継続して審査していきたいと思います。

○松浦敏司委員 この要請を行ったのが12月ですけども、つい最近また震度6の地震があつたというように、そのときもひよっとしたらって思うぐらい不安になりましたね。

そんなことからいってもやはり二度とブラックアウトを起こさせないためにも、今の発電のあり方というのは問われているし、特に原発で言いますとね、この間ほくでん自身も泊原発の活断層については認めるざるを得なくなったということで、再稼働についても相当おくれるだろうというようなことも報道にありました。

いずれそのそういったとき、非常に危険なところに原発があると、それを稼働させてしまうと大変なことになるし、そもそもそれを危険だからといって撤去するにも、それまた大変な巨額のお金がかかるというのも事実です。

いずれにしても、二度とブラックアウトさせない、そのためにもこのほくでんに対して、網走市からしっかりと声を上げるというのが大事だなという

ふうに思うものですから、御賛同いただければと思います。

○川原田英世委員 私としては、これは賛同するものであります。

エネルギーの分散ですね、新たな技術がどんどん進んできてですね、現実には可能な状況が近くなってきました。

太陽が出ているときはソーラーで補って、それがないときはCO₂を出すけれども、火力発電で補ってるとかですね、スマートグリッドという技術が進んできているというふうに聞いています。

そういった中で、地域で再生可能エネルギーを進めることによって将来的にはそういった未来に負担を残すような、エネルギー生産をとめることができるという将来の目標に立って考えていかなくちゃならないことというふうに思います。

大きなテーマというふうに思うんですね。

ところがやっぱり原発ゼロという言葉で今、小田部委員からあつたようにそこにはちょっと現実的じゃないんだろかという議論があるということは、一定程度急にゼロということとはっていうところに関して、いろんな議論があることは私も認識をしているところです。

ただ、だからといってとまっていたら未来への活路が見出せないわけでありまして、私としてはまずこれはそのまま通すべきだというふうに思います。

しかしながら、先ほど小田部委員のあつた話の中でいくと、ある程度の認識をもった上で、もし可能であれば、このまま出す方向にいていただきたいんですけども、それは難しいっていうことであれば少し修正してでも、これは出すべきだというふうにも思っているところです。

最初からそんなこと言ったらあれですけど、そういった認識だということで、まずはこのままぜひ通していただきたいなというふうに思います。

○金兵智則委員 他にございますか。

○永本浩子委員 私も前回のブラックアウトは本当に二度と起こしちゃいけないことですし、こうした対策をしっかり分散型にしていくっていうことは、とても大切なことだと思っております。

ただ小田部委員も言いましたけれども、即原発ゼロってやっぱり現実的ではないのかなというところで、原発ゼロを目指して再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書っていうふうな形になるんだしたら、私は採択したいと思います。

将来的には原発ゼロというのは当然のことだと思いますので。

○古都宣裕委員 文章の中で即時という言葉が入っていないので、きっと願意としても段階的につっていくことなのかなと私は個人的に理解していたんですけども、国がずっと進めてきた原発政策で、もちろんその中で働いている人もいる中で、急にその人たちの仕事を奪うということにももちろんならない、また再生エネルギーにかかわると言っても、太陽光パネルを国がいきなり進めたことによって、堤防が削れて川が決壊したっていう事例もあることからもしかするとその辺も見ながら進めていかなきゃいけない部分もあることもあるんですけども、段階的には、原発ゼロを目指し再生可能エネルギーの普及を求めるという私は当然のことと思うので、これは採択してよろしいと思っております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一委員 この件に関しましてですけども、エネルギーの分散ということは本当に必要なことであります。

昨年の9月6日のブラックアウトのときは本当に長い間、御不自由をしていたという記憶は皆さんも、共通認識だというふうに思います。

ただ先ほど来、話に上がってます原発ゼロという言葉についてなんですけども、この部分はやはり今の現状を考えた上で、確かに泊原発今動いてはいない、ぎりぎりの状態でエネルギーも供給されているのかなというふうに思います。

そういった点から、ほかの再生可能エネルギーを使った発電所の建設なり何なりは進んでいるのかなというふうに思います。

ただこの文章だけでいきますと、私どもとしましては継続という形でお願いしたいなというふうに思います。

いずれにしても、原発がゼロというのはやはり大変難しい話なんだろうなというふうに思います。

実際稼働はしていないんですけども、稼働させるのも難しい状況下にあるのではないかと思います。が、なかなかその辺は、今後どのように対応していくとかということもありますので、とりあえずこれは継続ということをお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 委員間討議ございますか。

○松浦敏司委員 私の願意というのは、確かに言葉では原発ゼロっていうふうにありますけど、今すぐ直ちについでということでは基本的にはない、と言った

って簡単に原発施設をなくすのでさえ何年もかかるわけですから、しかし少なくとも事故が起きたら大変なことになると。

泊でもし事故が起きれば、大雪山を超えて、偏西風に乗ってここまで来ますからね、そういう意味でも、やはり将来的にしっかり原発をなくす方向で今もまさに再生可能エネルギー、太陽光以外にも、風力や波力やさまざまな方法が今出されてきていますし、当市においても木質バイオなんかもあるように、やはりそういう転換をしていかなければだめだし、分散していかなければ何かあったときにブラックアウトになっちゃうということですから、そういう意味でぜひ捉えていただいて、採択できるものであればしてほしいなと思います。

○立崎聡一委員 転換分散というのは重々わかります。

今、説明があったんですけども、おのおのの文言でいくということはちょっと厳しいのかなというふうに思います。

○川原田英世委員 ということで、ある程度気になる文言等指摘いただくような形で修正していけばいいのかということで、今の発言は受けとっていいということでしょうか。

○立崎聡一副委員長 文言整理ということですか。

この原発ゼロという言葉なくすということですか。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午後3時14分閉会

午後3時19分開会

○金兵智則委員長 再開いたします。

○立崎聡一副委員長 この意見書案については、文言整理をしていただければ、よろしいかというふうに思います。

○金兵智則委員長 小田部委員いかがですか。

○小田部照委員 私も原発ゼロというところが現実的ではないということで、方向的には賛同いたしますので、文言整理していただければ採択でいいと思います。

○金兵智則委員長 それでは全員が文言整理した上で採択という声がありましたので、この要請につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定をしたいと思います。

あと後ほど意見書案を配りますのでそこで御確認をいただければというふうに思います。

○金兵智則委員長 続きまして、要請の最後ですね、2019年10月から消費税10%への増税中止を求める意見書提出要請について審査をいたします。

○松浦敏司委員 先ほども10%の陳情がありましたけれども、同じように現状の情勢からすると、労働者の賃金は下がったまま、消費も前回の8%のときの、2014年のときの消費は年間25万円の減少しているという状況は変わらないということで、さまざまな消費税10%への国民の抵抗があるってというのは、政府も与党も十分承知だと。

だからこそ、クレジットカードとかあるいは食料品については、8%のままあるいは10%になるものとかというふうになっていたりするということを、それはやはりそういう国民的感情があるのでそうせざるを得ないんだろうというふうに思います。

そういう点でも、消費税10%はすべきでないというふうに思います。

あと、さらに2023年度からはインボイス制度というのも今、実際には計画に上がっていきまして、これになると中小零細業者はもう決定的な打撃を受けるだろうと、親会社と取引がなかなか消費税を納めていないような業者は排除されるというようなことが、考えられるということで、そういう意味でも、とにかくことし10月からの消費税10%への増税は、ぜひやめてほしいと、こういう思いでありますので、採択の方向で御協力いただきたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一委員 これは先ほどの請願第56号と非常によく似ている案件だというふうに理解しております。

今、そのインボイス制度のお話がありましたけれども、それはそれというふうに考えております。

それから、先ほど来いろいろお話がありましたとおり、消費税についてありました。

やはり、今少子高齢化で、先ほどと同じ答弁になるんですけども、社会保障費の増大と初等教育の無償化の、先ほど全く同じになると思いますが、財政確保っていうのは非常に重要なことであるというふうに認識しております。

その点を踏まえまして、やはりここは不採択でお願いしたいと思います。

多分、松浦委員からは同じお答えが返ってくるとおもいますが。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 私のほうも先ほどと同じく、不採

択ということをお願いいたします。

○金兵智則委員長 何かございますか。

○川原田英世委員 やはり消費が冷え込んでいてる中で消費税を上げるというのは、経営者として失格ですよ、こんなことをやるというのは。

全く経営のセンスがないと言ったらいいのか。

間違った方向に国が行っちゃうんじゃないのかなって強く危機感を覚えるところです。

ということだけ言って、これは採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 せっかく立崎委員から言われましたから言いますけれども、子供たちの教育費の無料化というのは、これは別に消費税に頼らなくてもできる問題です。

少子高齢化についても、別に消費税に頼らなくてもできる。

要は、国民からいただいた税金を国がどういうふうに分配するかと。

社会保障にしっかり分配すれば、それはそれを優先してやればいいんです。

残ったもので、企業への支援をすればいい。

そういう問題ですよ、お金の使い方っていうのは、何を重点にするのかと。

今見ると、軍事費に5兆3,000億も使い、そのほかにこれからまだアメリカからの、いらぬような戦闘機を大量に、じゃあどこに置くのかといったら、置く場所もまだわからないという、置く場所もないのに大量の戦闘機を買うというようなことも今、実はやられようとしていると。

こういうお金の使い方自体がおかしいし、やはり消費税というのは全く逆進性で、低所得者ほど重く負担しなければならない。

それよりも、今ある本来の力のある大企業、たくさん貯金を持っている大企業、ここに応分の負担、少なくとも中小企業18%以上の税金を納めていただく。

あるいは大資産家には利益に対して応分の負担をしていただく、そうすれば消費税の5兆円なんていうのはあっという間に超えるだけの税収が上がることはもう明白であって、そういう意味で、国に対してはそういうスタンスが必要だと、私は強く思っていますので、立崎議員のお話はそれをそれとして聞きましたけれども、それは逆だというふうに思います。

○金兵智則委員長 何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書提出要請につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

決定をさせていただきます。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここで意見書配布のため暫時休憩をいたします。

午後 3 時27分閉会

午後 3 時31分開会

○金兵智則委員 再開をいたします。

皆様のお手元に意見書案が配られてますが、よろしいでしょうか。

よろしければ委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定し、また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了させていただきます。

本当にお疲れさまでございました。

午後 3 時31分閉会
